

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 3月 4日午前10時00分			議長	山野井 隆	
	散会	令和8年 3月 4日午後 4時35分			議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	石 塚 康 英	
農 業 委 員 会 会 長		海 老 原 丈 夫	
副 市 長		伊 藤 哲	
副 市 長		黒 澤 伸 行	
総 務 部 長		吉 田 文 彦	
政 策 推 進 部 長		齋 藤 嘉 彦	
財 政 部 長		田 中 英 樹	
健 康 福 祉 部 長		彦 坂 哲	
こ ども 部 長		助 川 直 美	
ま ち づ くり 振 興 部 長		森 川 和 典	
建 設 部 長		渡 来 真 一	
都 市 整 備 部 長		浅 野 和 生	
教 育 部 長		飯 竹 永 昌	
消 防 長		岡 田 直 紀	
教 育 参 事		鈴 木 邦 弘	
会 計 管 理 者		齐 藤 理 昭	
総 務 部 次 長		立 野 啓 司	
軽 部 幸 雄		軽 部 幸 雄	
健 康 福 祉 部 次 長		直 井 徹	
ま ち づ くり 振 興 部 次 長		木 村 太 一	
建 設 部 次 長		蛭 原 一 雄	
総 務 課 長		土 谷 靖 孝	
市 民 協 働 課 長		大 隅 正 勝	
高 齢 福 祉 課 長		井 橋 久 美 子	
障 害 福 祉 課 長		鈴 木 哲 也	
こ ども 政 策 課 長		高 中 誠	
こ ども 相 談 課 長		樋 口 康 代	
農 政 課 長		染 谷 久	
管 理 課 長		山 田 哲 也	

排水対策課長	飯塚 稔
学務課長	石橋 陽一
指導課長	丸山 信彦
スポーツ振興課長	稲村 忠弘
総務課副参事	風間 聡宏
国保年金課副参事	吉住 三世子
管理課副参事	倉持 哲也
水とみどりの課副参事	仁杉 繁隆
スポーツ振興課副参事	野口 勝彦

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月4日（水）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 本田 和成 議員
- ③ 遠山智恵子 議員
- ④ 佐野 太一 議員
- ⑤ 赤羽 直一 議員

会議に付した事件

- 日程第 1 市政に関する一般質問
- ①根岸裕美子 議員
 - ②本田 和成 議員
 - ③遠山智恵子 議員
 - ④佐野 太一 議員
 - ⑤赤羽 直一 議員

追加日程 政策推進部長、齋藤嘉彦君の発言取消し申出の件
第 1

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

本日の議事日程に入る前に、落合信太郎君より発言を求められていますので、これを許します。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 開会冒頭の貴重なお時間、恐れ入ります。昨日の私の一般質問の中で、在住外国人、ネパール人「199 人」と申し上げましたが、正しくは「599 人」の誤りでした。発言の訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、これらのルールを十分に遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。

また、一般質問に関しては従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。本日も 3 項目ございます。まず 1 項目め、部活動地域展開について伺ってまいります。令和

5年から、3年かけて準備してきた部活動地域移行、現在は「地域展開」と名称が変更になりましたが、いよいよこの4月から本格稼働するとのことです。これまで、何人も一般質問として取り上げてきた案件ですけれども、改めて整理してお伺いしたいと思います。まず、部活動地域展開の事業目的とこれまでの経過について伺います。

〔8番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。部活動の地域展開の事業目的とこれまでの経過についてですが、まずは、これまで部活動の地域移行としまして事業を進めてきましたが、学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトから、議員からも御紹介がありましたとおり、「地域移行」から「地域展開」に名称が変更となっており、今後は部活動の地域展開として事業を進めてまいります。この事業の大きな目的は、まず、急激な少子化が進む中で、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが主な目的となっております。当市におきましても、これまで中学校単位での部活動が主流でありましたが、学校単位での部活動の維持が厳しい状況が生じております。さらに、教職員の働き方改革を進める中で、中学校等の運動部活動の活動におきましては、競技経験のない先生が指導をするようなこともございます。また、休日も含めた運動部の活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員の大きな負担増となっていることが——数多くの問題が挙げられております。このような背景の中で、部活動の地域展開が進められてきているところでもございます。これまでの経過につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 部活動の地域展開について、これまでの経緯について答弁させていただきます。市では、国の方針を受け、令和5年度から取り組み、スポーツ・文化団体の関係者、部活動指導者、中学生の保護者、学識経験者、そのほか、教育委員会関係課、管理職などで構成する取手市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、取手市の特性に合わせた事業展開について議論を始めたところです。その間、モデル事業として、野球では、取手一中、藤代中、藤代南中が、剣道では、藤代中、藤代南中が活動を開始いたしました。令和6年度には、参加校及び参加競技を増やし、5校5競技7クラブで、令和7年度には、文化部の吹奏楽部を加え、8競技12クラブでモデル事業を展開してまいりました。事業を展開するにあたり、中学生、保護者及び教職員などそれぞれに対し、令和5年度から毎年アンケートを実施し、地域移行の認知度や参加意向などを調べ地域展開に活かしてまいりました。令和7年度はモデル事業の最終年度となることから、中学校の

校長及び教頭先生からヒアリングを実施するとともに、アンケートには、次年度以降中学生となる小学5年生から6年生の保護者も加え、より幅広く意見の聴取に努めてまいりました。さらに、中学生及び小学生の保護者、学校関係者を対象とした説明会を、取手地区と藤代地区で2回実施し、約160名の保護者の方に参加をしていただきました。また、今後、各中学校を訪問し、中学1・2年生や教職員、保護者に対し説明会を実施する予定としております。それにより理解度を深めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。この部活動地域展開なんですけれども、実際、当事者だったり、関係していないとなかなか理解しづらいところがあると思いましたので、私のほうで事前のヒアリングを含めて表にまとめてみました。

資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらを御覧いただきたいと思えます。まず活動の場所が、これから3つに分かれるということになります。まず、部活動としては、各学校の平日での放課後に行く。そして地域クラブとしては、拠点校で土日祝日に行く。そして、これ既存にありますけれども、クラブチームというのもこれまでもありましたが、民間団体が行っているというところで。部活動に関しては指導者のところを見ていただきますと、部活動は教員である。地域クラブは、兼職兼業の教員と地域クラブの指導者という形になります。クラブチームのほうは団体指導者ということで。会費になりますが、これは部活動はなし、または少額であるということ。地域クラブは、この年会費2,000円、月会費3,000円というのが今後、令和8年度から始まると伺っています。これは市内どのクラブでも一律と伺っています。クラブチームは各団体によります。メリット・デメリットなんですけれども、部活動としては、平日の放課後になりますので、同じ中学校の生徒ができるんだけれども、部員が不足すると大会等に出場できないという事態が生じるということです。地域クラブは、専門的な指導が受けられると同時に、他校の生徒と一緒になるということですね。そして参加費が必要です——先ほど申し上げたとおり、市内一律とのこと。とはいえ、経済的支援も準備していると伺っています。クラブチームのほうは、より専門的な指導が受けられ、より高い技術の習得が可能だけれども、受講費は自己負担というところですよ。

私の整理に間違いがないか、補足があればお願いしたいと思えますが、改めて、4月からの実施概要について伺います。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 根岸議員の御質問に御答弁させていただきます。令和8年度4月からの実施概要についてですが、4月からは部活動地域展開のモデル事業が令和7年度で終了し、令和8年度からは本格実施となります。本格実施では大きく分けて3つの柱で展開してまいります。

1つ目として、これまでの部活動は平日のみの活動となります。土日及び祝日は、地域

クラブのみの活動となります。野球を例に取って説明させていただきますと、平日は、これまでどおり中学校での部活動で活動し、土日及び祝日は、野球の地域クラブで活動することが可能となります。また、地域クラブは平日の部活動の参加に関係なく、平日とは別の競技であったり、文化部の吹奏楽で活動することも可能となります。中学生自身が自分のやりたい競技や活動を選択することができ、多様な活動が可能となります。

2つ目といたしまして、地域クラブの参加する生徒の保護者から参加費を御負担いただくことです。令和7年度まではモデル事業として進めており、県からの委託金と市の一般財源で事業費を捻出してまいりましたが、令和8年度からは本格実施に当たり、総事業費内の指導者の謝礼や本人の保険など、一部保護者の皆様から御負担いただく予定としております。負担額といたしましては、先ほど根岸議員から御紹介ありましたとおり、年会費2,000円、月会費3,000円を予定しております。なお、世帯の収入状況に応じた減額制度も設けております。

3つ目といたしまして、地域クラブ活動の運営を担う任意団体の取手市地域クラブ活動推進協会を創設いたします。活動内容といたしましては、参加費の徴収や地域クラブ活動全体の運営や、指導員・保護者・学校及び教育委員会や関係団体との連絡調整を担うような形となります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。では、ここまで準備をされてきて、今現在、課題として考えられているところをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 課題と今後の目標についてということですが、これまで部活動の地域展開を進めていく中で、また議員の皆様から一般質問を受けた答弁として、指導者の確保、受入体制の整備、費用負担の3つを課題として挙げさせていただいておりました。そのうち受入体制の整備につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、取手市地域クラブ活動推進協会創設に向け、また令和8年の地域展開の本格実施にスムーズに移行できるように準備を進めているところでございます。また、費用負担につきましては、国の補助金や市の一般財源を活用しながら、事業費の一部を保護者の皆様から御負担いただくこととします。なお、年会費及び月会費の金額につきましては、議会答弁させていただいたほか、昨年11月に開催いたしました保護者説明会で説明をさせていただいております。今後予定しています説明会においても、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

最後に、指導者の確保ですが、取手市は地域クラブの指導者につきましては、指導を希望する教員の兼職兼業のほか、これまでの部活動でつながりの深い地域の方々に指導者として御尽力いただいております。来年度に向けて、現在の部活動をそのまま地域クラブに移行するかを検討している部活動も複数あり、そのため、地域クラブに移行した場合の指導者の確保が課題として挙げられます。今後、市内のNPOやスポーツ協会・スポーツ少年団などに声かけをし、指導者の確保に努めているところでございます。既に地域の方か

らも指導員として御登録いただいております。今後の目標といたしましては、令和8年度から地域展開が本格稼働いたします。まず、休日の地域クラブを混乱なくスムーズに進め、一つ一つの課題に丁寧に対応し、参加していただいた中学生及び保護者から評価される地域クラブを運営してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。去る11月に——今おっしゃってたのは、最後に残ってるのはとにかく指導者の確保というところが最後、決め手になるということです。去る11月に保護者向けの説明会を開催したとのことでした。その様子がホームページに掲載されています。その際に出た質問と回答についても目を通しまして、その中で気になる点が3点ありましたので伺います。1点目が、複数の指導員がいる場合、責任の所在が曖昧になりがちだと感じましたが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 学校の部活動と同じように、今学校の部活動も顧問、副顧問という形で定めさせていただいております。地域クラブにおいても複数指導員がいる場合は、リーダー、サブリーダーを定めさせていただいて、責任の所在を明確にしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 2点目として、生徒の意思確認はどのように行う予定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 意思確認におきましては、参加申込書を提出していただき、それで入会という形で意思表示を明確にさせていただいております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 平日の部活動でも、土日の地域クラブでも、どちらの形態でも大会出場は可能なのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 大会の区別といたしますか、土日でも総体とか新人戦の公式試合に関しては、部活動としての区切りで活動させていただきます。ただ、ローカル大会においては、あくまでも地域クラブとして出場していただくという形で、公式試合かどうかというところで線引きをさせていただくという形になります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。まだこれから、ちょっと細かいところが調整が必要になってくるかとは思いますが、では最後にもう一度、今後の目標と伺いますか、目指すところというのを、意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 目標ということですが、まず土日の部活動【「土日の部活動」を「土日地域クラブ」に発言訂正】をうまく進めていくということと、あと一

番大事なのは、子どもたちがやりたい部活の活動ができる場をつくってあげるということが、何よりも目標としております。そのためには、やはり指導者の確保というのが一番難しいところでございますが、それは兼職兼業の先生だけでなく、地域の方々にも声かけをしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。取手市の部活動地域展開は着実に進んでいるということが分かりました。私の理解としては、県内でも推進役となっていると認識しております。引き続き、子どもたちの活動機会の維持拡大に尽力していただけますようお願いいたします。この質問は以上で終わります。ありがとうございます。

次に、双葉内水被害対策の進捗の確認と今後の方針と予定について、伺ってまいります。双葉団地の内水被害対策について、私も何度か取上げ、様々な検討や対策がなされてきております。本日はまず、令和6年第3回定例会におきまして私の一般質問に御答弁いただきました内容について、その後の進捗を伺います。その当時は、令和6年度末をめどに行いたいとの御答弁だった、排水路設備勾配地盤の高さの測量について、まず伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。双葉地区は、昭和30年代後半から民間企業による宅地開発事業により整備された住宅団地でございますけれども、開発当時は道路側溝からの勾配によりまして、大夫落や勘兵エ堀排水路に雨水や生活雑排水が排出されておりました。その後、地区全体での地盤沈下が進みまして排水機能が低下したこともあり、現在の双葉第一・第二ポンプ場が整備されました。現在、こちらのポンプ施設につきましては、市において定期的な点検を実施しながら、適切な維持管理に努めております。また、双葉緑道下にあります雨水幹線、こちらにつきましても、土砂堆積が見られた場合には、しゅんせつなどの清掃を実施しております。このような管理状況の中ですが、今回、根岸議員から御質問いただいております双葉地区内の排水路設備の勾配調査、これを実施した経緯について、まずお答えさせていただきますと、双葉地区に関しましては、冒頭でも御説明したとおり、開発当時、地区内の道路が公道として当時の藤代町に移管を受けておりませんでした。このため、道路の下の埋設管といったものの資料がございませんでした。さらに、地区内では、これまでの地盤沈下や部分的な排水工事を行ってきているということもありまして、側溝の流れなどを確認する必要がありましたことから、まずは排水勾配の現状を把握するため、令和6年度から双葉地区内の43か所の地点で測量調査を実施いたしました。——こちらは既に完了しております。この調査によりまして、双葉第一・第二ポンプ場までの排水の到達時間を予測する際の精度、こういったものが高くなることが期待されます。あわせて、現在整備中の双葉第一・第二ポンプ場の監視システム、こちらを導入することによりまして、雨量とポンプの稼働状況などを測量データとともに検証いたしまして、ポンプを起動するタイミングを早

めるといった稼働時間の調整などの対応策を取ることも視野に入れております。このほかにも、今回の調査結果を生かした排水構造物の適切な改修・補修も行いまして、測量や調査などの必要性がさらに生じた場合には、適宜、確認作業を進めながら、より効果的・効率的な双葉地区の内水被害対策を進めていきたいと考えております。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今ご答弁の中にありました、令和7年度当初予算で計上されておりますポンプ稼働状況監視システムの導入の現状について伺います。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの根岸議員の御質問に対して答弁させていただきます。ポンプ監視システムにつきましては、双葉第一及び双葉第二の両ポンプ場に設置するため、現在その準備を進めているところでございます。設置後にはポンプ場の稼働状況やデータの収集、そういったものが可能となることから、今後につきましては、双葉地区内の排水路設備勾配などの調査で得られた排水構造物の高さのデータ、こういったものを合わせて活用して、排水対策に役立てていければと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 監視システムは、じゃあこの4月から稼働するという事によろしいんですね。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。年度内に設置する予定で今、作業を進めているところでございますので、令和8年度以降、見られるということになると思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。測量のほうも、めどがついたということで伺っております。事前ヒアリングでは、道路や側溝の勾配については、おおよそ想定していた数値が出ていますと伺っています。ということは、現状のままだとゲリラ豪雨により、また同様の災害が起こるおそれがあると理解します。令和7年第1回定例会の久保田議員の質問の答弁で、緊急の際は可搬式ポンプと土のうを使用するという事でした。土のうについては、この後詳細を伺いますけれども、この2つ以外の対策の検討はされているかどうかというところで、ゲリラ豪雨は局所的なので、現状把握・分析するためには現地の雨量データも必要だと考えますけれども、こちらの収集は可能なのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。雨量データということでございますけれども、雨量計ということになってきますけれども、建設部では主に気象庁や国土交通省などのインターネットホームページでの雨量データ、そういったものによる雨雲の動きなどを参考にしまして、大雨を降らせるような雨雲の接近が予想される際には、道路冠水など被害が発生しないように、休日や昼夜を問わず、先ほどおっしゃられました常

設ポンプによる手動運転であったりとか、それから仮設ポンプを設置して雨に備えるなど、初動対策を行っているところでございます。雨量計につきましては現在——市内の雨量観測は、国土交通省河川事務所の出張所の2か所で観測しております。その観測値は24時間、どなたでもインターネット上で閲覧することができます。雨量計になりますと、降雨量を測るために使用する観測機器となることから、数日あるいは数時間後のそういった降水量の予測をする機器ではないことから、雨量計自体は特に今後設置する予定はありませんけれども、先ほど説明させていただいたとおり、雨雲レーダー、そういったものを参考にしながら、今後も排水対策に役立てていければと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 予測は分かるんですけども、やっぱりどれだけ——どのぐらいの時間で、どれだけ降ったものが、どういうふうに流れていくかというのを分析するためには、必要なのではないかなと私は考えております。

次に進めます——次です。土のうを積むタイムラインについて伺います。まず、緑道側に実施する詳細、指示系統や判断基準、具体的な実施内容を御説明をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、お答えさせていただきます。ただいま根岸議員のほうから御質問いただいた、雨量計の答弁の少し補足のほうもさせていただきたいと思うんですけども。まず、災害対応に当たりましては、事前に気象情報を把握するということは、かなり重要なことだというふうに私は感じております。この情報収集ということなんですけども、昨年、第4回定例会の金澤議員から一般質問がございました。気象情報アドバイザーからの情報共有体制という御質問だったんですけども、その中でお答えのほうはさせていただいたんですが、この建設部でも、今年度から気象情報アドバイザーの情報というのは——例えば取手市内の東部地区それと西部地区、全く雲の流れというのが違っていて——根岸議員も御存じのとおり、例えば戸頭地区で大雨が降っていても、双葉のほうではそんなに降っていないというような、取手市内は東西に長い地形になっておりますので、そういった気象の違いがございまして、そういった情報を得られることになりましたので、より具体的に地域に特化した建設部の体制づくりといたしますか、そういったものも今可能になっております。そういった気象情報も活用しながら事前対応というのを重点的に実施する建設部の土のう積みでございまして、こちらにつきましては、台風などの災害対策本部、またはゲリラ豪雨等による災害応急処理本部、こういったものの立ち上げが見込まれると判断したタイミング——具体的には大雨等の予報が出されている時点で設置の検討を始め、本部立ち上げ後、速やかに対応できるように備えております。また、本部設置の有無にかかわらず、双葉地区におきましては農繁期などの用水路の水路の状況、周辺の田んぼの状況、それと以前に土のうを設置した付近にお住まいの方からの御要望、さらには職員が日頃の道路パトロールで把握している状況等も踏まえまして、必要に応じて土のう積みの対応を行っております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらの資料を御覧いただきたいんですけど、これは双葉地区の標高図です。上のほうがつくばみらい市側で、黄緑色のところが標高5メートル以上、水色は5メートル以下です。双葉一丁目大夫落側と三丁目新川側の標高が高くなっているのが分かります。これを覚えておいていただいて、次にシミュレーション動画を1つ見ていただきたいんですけども——ちょっと事前に説明をいたしますと、こちらが2024年の第43回日本自然災害学会で講演された徳島大学名誉教授・特命教授であられる中野晋先生と東京未来大学こども心理学部准教授、西村実穂先生の、「取手市双葉地区での浸水被害と水害防止対策の検討」という講演会の中で使われた映像をこれからお見せします。6月2日の夕方6時から、6月3日朝の6時までの経過を表しています。先ほどの標高図を考えると、この辺が——分かりますか、この辺が高くなっているんで、ここが高いんですね。低いのがこことこの辺になるんですよ。その辺を注視して見ていただきたいと思います。これを見ていくと、この辺とこの辺が色が濃くなっていくのが分かると思います。最初に、こちらのつくばみらい市側の田んぼから流入をしていて、あと、こちら、勘兵エ堀のところから流入して。あとは、最後にはこちらのほうからもぐっと——南側のほうからも流入があったということが分かると思います。

今お見せしたとおり、水は上流のつくばみらい市側から双葉団地に入って、排水が間に合わない分、標高の低い三丁目奥と一丁目・二丁目の間にたまっていくというのは、もう何回も説明してきているところだと思うんですけども。緑道側の田んぼから浸水というのも、もちろんあるんですけども、先に流入してくるのはつくばみらい市側のほうからということです。とにかく、双葉の内水被害をより小さくするためには、外からの流入をなるべく防ぎ、または流入の時間を遅らせて、その間にポンプで排出するしかありません。

もう1枚資料を御覧ください。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらも、中野先生と西村先生の講演会資料で、堤防——ここでは「輪中堤」と表現されているんですけども、堤防の高さで被害想定を算出したものです。一番左側が2023年の実際の被害数——床上床下の数ですね。それで輪中堤を5.45メートル——この丸ついている、ここです。ここにすると——標高を考慮すると、50センチ以上の高さにすると被害がほぼゼロに近づくという試算になっています。既に三丁目奥の勘兵エ堀と大夫落のかさ上げ工事は完了しているので、こちらは対策済みと。一丁目奥の田んぼ側の流入も、タイガーダムを対策済みです。残る大夫落と勘兵エ堀の間の道路沿いに、10センチでも20センチでもいいので平時から土のうを積んでおくことが、流入を防ぐ対策の一つになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。今お話いただ

きました、双葉団地の西側からの雨水の流入対策についてなんですけども、勘兵エ堀排水路及び大夫落排水路から、越水対策として、福岡堰土地改良区によるかさ上げ工事のほうを実施されております。このかさ上げ工事の完成後には、令和5年6月に発生したような、農繁期での大雨の被害がちょっと発生していない状況ということもあります。今後、双葉地区の西側からの雨水の流入状況など注視しまして、庁内関係各課とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 先ほどのシミュレーション結果からも、つくばみらい市側から入ってくるというのを対策する必要があると思うんですね。タイガーダムを追加購入して、つくばみらい市側の流入を塞いではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） それでは根岸議員の御質問に答弁させていただきます。まず、消防本部が、大型水のうタイガーダム2本を導入した経緯でございますけれども、双葉地区の住民から、双葉第2公園北西側の水田から雨水流入があったとの情報から、双葉地区の状況映像を確認しましたところ、双葉地区西側の用水路から双葉第2公園西側駐車場までが浸水している状況でありまして、その双葉第2公園北西側の道路から雨水の流入が確認できました。消防で現地調査を行いまして、流入が確認された道路の距離は26メートルでございます。人数をかけずに短時間で設定できるタイガーダムでの対応を考えまして、タイガーダム1本の長さが15メートル、高さが50センチでありますことから、タイガーダム2本を設定すれば、水田からの流入をとめることが可能と判断をして導入をしたところでございます。つくばみらい市側の雨水流入にありましては、北側の勘兵エ堀排水路付近は、建設部が土のうと止水板で対応するということと、消防本部では双葉第2公園北西側の道路をタイガーダム2本で対応可能でありますことから、追加の配備の検討はしておりません。しかしながら、令和5年6月に発生した大雨以上の雨が降り、水田からの流入がタイガーダム2本で対応し切れない場合には、下館河川事務所藤代出張所では、タイガーダムを33本保有しており、竜ヶ崎工事事務所でも3本保有しておりますので、有事の際には連絡を取り、借用する必要があることを、下館河川事務所藤代出張所と竜ヶ崎工事事務所にお伝えをしております。また、タイガーダムの借用が不可能であった場合には、消防団と連携協力をし、必要な場所に土のうを積み重ねて対応しようと考えております。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。幸運なことに、この2年間、取手市にはゲリラ豪雨——取手市はゲリラ豪雨に見舞われておらず、勘兵エ堀・大夫落のかさ上げ工事も効果のほどが不明だという状況です。とはいえ昨日の——先日の鈴木議員の一般質問の御答弁でもあったとおり、庁内の連携をしっかりとすること、それから用水路のしゅんせつを進

めること、また設備の現状維持、令和8年度の予算でも第二ポンプ場だったり、第一ポンプ場も繰越しで工事を進め——工事というか改修を進めるということになっていますし、今後のICT技術の導入というのも必要かと思っています。とにかく、老朽化しているポンプを維持するというのとは簡単なことではないと思うんですけども、とはいえ内水被害で市民の生命が失われることのないよう、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。以上でこの質問は終わりにします。ありがとうございます。

では最後に、市の施策における人権尊重の位置づけについて伺ってまいります。人権という——扱いが難しいんですけども、ただ、今こそ大事なテーマであると思い、この人権について取り上げたいと思います。住民の福祉を向上させることを基本に地域の特性に応じた施策を実施し、住民参加を促しながらよりよい地域社会の実現を目指し、地域住民の生活を支える自治体の役割において、人権尊重がベースにあるべきなのは言うまでもありません。改めて市の施策における人権尊重の位置づけについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきます。本市ではとりで未来創造プラン2024に掲げます将来都市像、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現を目指しまして行政運営を進めているところでございます。人権とは、全ての人々が人間らしく、自分らしく幸せに生きるために生まれながら持つ権利であり、この権利は、誰からも侵されることなく、人種、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず平等に認められているものでございます。このことは1948年の世界人権宣言で明確にされまして、日本国憲法におきましても、基本的人権として保障されているところでございます。本市というところでございますけれども、人権尊重は市政運営の基本理念でありまして、全ての施策の根底をなす普遍的な原則であると認識してございます。ですので、あらゆる分野の施策におきまして、その企画・立案及び実施の際には人権尊重の視点を前提として位置づけているところでございます。また、市民一人一人の尊厳が守られ、誰一人取り残されることのない市政運営を行うことは、行政の重要な責務であると考えております。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 同じく教育行政についてもお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。人権尊重の視点は、全ての教育活動の根底をなす最重要な基盤であると認識しております。生徒指導提要におきましても、児童生徒を1人の権利の主体者として尊重することが、現代の生徒指

導の基盤であると内容が示されております。本市では、子どもたちが自他の尊厳を認め合い多様な背景を尊重し合う心の教育を、教育振興基本計画の柱に据えて取り組んでおります。不登校やいじめ、SNS上の問題など、子どもたちを取り巻く環境が複雑化する今こそ、いかなる理由であっても、差別や排除を許さない教育環境を維持することが、教育委員会の大きな責務でございます。現在、学校現場では、今年度の教育方針である「ハートとアートで子どもたちの未来を拓（ひら）く学校教育」のもと、知識としての人権だけではなく、体験的な学習や対話を重視した教育を推進しております。授業づくりにおいて、対話的で深い学びを深めることは、異なる価値観を尊重し合う姿勢を育むだけではなく、自分の声が他者に届くという安心感を生みます。こうした経験こそが、子どもたちの自己肯定感を高め、健やかな成長の土台となる子どものウェルビーイングへとつながっていくものと考えております。さらに、子どもたちのウェルビーイングを支えるためには、直接指導に当たる教職員のウェルビーイングもまた不可欠です。教師自身が心身ともに健康で人権が尊重されるという実感できる環境があってこそ、子どもたち一人一人の特性や背景に寄り添う伴走者としての温かな支援が可能になります。本市といたしましても、今後は不登校や様々な背景のある子どもたちへの組織的な支援を強化し、教育を受ける権利を等しく保障してまいります。子どもと教師が共に尊重され、共に幸せを実感できる学校づくりを、環境整備と意識改革の両面から支えていきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。もう本当に言わずもがなだとは思いますが、人権尊重は私たちが持つべき基本的な理念であり、それが行政のあらゆる活動の基盤であるべきと考えます。しかし、現実には日本社会では人権に対する認識に幾つかの課題が存在していると考えています。日本人にありがちな人権意識を端的にまとめてみましたので映像資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 日本人にありがちな人権意識として3つ挙げてみました。特徴として、自分がちゃんとしていないと尊重してもらえない資格がないと思う——思い込んでしまう条件付きなものであるという捉え方、不当な扱いを受けても自分のせいだと思ってしまう自己責任感、そして、いい人、優しい人として振る舞うことが人権を尊重することだと勘違いしてしまうという道徳的な理解、この3つがとても特徴があると感じております。こういった認識を自覚しつつ、人権は人が生まれながらに持っているものであり、誰もが尊重される権利を有していることを理解し、体現することがこの場に集っている私たち議員、職員の皆様には当然ながら求められます。日本で育つ間に、どうしても社会通念として先ほど挙げたような特徴を抱きやすい私たちが本当の人権意識を持つためには、とにかく繰り返し学習し、知識を身につけるしかありません。職員に対する人権意識を醸成するための研修状況について伺います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） では、根岸議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず人権啓発を目的としました庁内の職員研修としましては、外部講師をお招きして実施しております人権啓発セミナー、こちらが挙げられるかと思えます。また、今年度から、障害福祉課の職員が講師となりまして、障がいに対する理解を深めるための講義のほうも取り入れております。これらはどちらも新規採用職員を対象としておりますが、ほかに新任の係長研修を対象とするものとして——新任の係長職員ですね、こちらを対象とするものとして、ハラスメント研修を実施しており、外国人の——外国人やまた性的マイノリティー等に対しますハラスメント行為や、また合理的配慮について学ぶ機会を提供しているところでございます。また、外部研修機関を活用した研修としまして、窓口業務に従事する職員を中心に窓口対応のスキル向上を図る研修であったり、また人権問題に係る啓発研修、こちらなどの研修に職員を派遣しているところです。人権問題を正しく認識するためには、職員一人一人が市の職員としての立場を自覚し、そして人権啓発の視点に立つことが必要不可欠というふうに考えております。今後も、各職員に対して幅広い研修機会を提供することで、職員の人権意識を深め、そして、他者に対して適切な配慮を行える、人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 先ほど教育部長のほうからもあったように、学校の先生の人権もしっかり尊重すべきだということと同じように、職員もやはり市民に対してだけではなくて、職場環境や仕事の人間関係の中でも1人の尊重されるべき人間として扱われなければなりません。職員の人権尊重という観点から、組織風土や職場環境など取り組んでいること、気をつけていることなどはあるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、軽部幸雄君

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えさせていただきます。職員が——根岸議員がおっしゃるとおり、職員が人権感覚、また、人権意識を強くして職務に従事していくためには、自身の尊厳が保たれる職務環境であったり、また自尊心が高まる職場環境、こちらを醸成していくことが必要だと考えております。そのためにもワーク・ライフ・バランス等に配慮した、また効率的な業務体制の整備、また、役職や立場などの垣根を越えて誰でも意見やアイデアを表明しやすい環境づくり、そして個々の能力や努力が適切に評価される人事評価制度の運用、また、職種や職員などに応じた研修機会の提供など、職場の心理的安全性の確保に向けた一層の取組を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。今伺ったことをベースにして、各施策において人権意識の浸透度をどのように評価しているのか伺ってまいります。まず、こども施策において、子どもの権利条約に基づく施策の反映状況、子どもの意見表明権、自己決定権などについての浸透度はどのように評価されていますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。子どもの権利条約を受け、国では、令和5年4月に子こも基本法を施行しました。また、同年12月にこども大綱も策定いたしました。市では、これらを受けまして、令和7年4月から取手市こども計画をスタートしまして、基本理念に基づき目指す未来の一つとして、「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現する」と決めました。さらに、その一つの方向性として「こどもや若者の権利を守る」を位置づけまして、方針や指標、また個別の取組を定めております。また取組の方針では、「こどもや若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参加することを推進するため、様々な手法によって対話する機会を設ける」こととし、市内全7校の高校生が参加する「こども未来会議の開催」をはじめとする各種事業の開催のみならず、あらゆる機会をつくりまして、当事者目線でこども施策の推進につなげる様々な取組を行っております。詳細につきましては、こども政策課長より答弁いたします。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） 評価という点につきまして、部長の補足答弁をさせていただきます。こども計画では、施策の項目ごとに指標とその取組を定めておりまして、翌年度に前年度を振り返り進捗管理をすることを定めております。こども計画は令和7年度にスタートいたしましたので、令和8年度に振り返りの評価をする予定でございます。また、市では、令和6年5月5日に、こどもまんなか応援宣言を行いました。そして、こども計画を策定する際にも、こども未来会議をはじめ、小中学生とその保護者へのアンケート調査等を実施し、様々な意見を伺いながら策定してまいりました。今後も、子どもや若者、子育て当事者からの意見を積極的に聴く姿勢を大切にしまして、また、地元企業や市民団体と手を取り合いながら、地域全体で子どもや若者を施策の中心に据えた取組を力強く推し進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 子どもの人権を尊重するという点においては、私個人としては本当にスタートラインに立ったという思いでございます。引き続きよろしく申し上げます。

次に、障がい者施策、高齢者施策について伺います。経済困窮者や障がいがある方、精神的・身体的に弱っている方が、行政の相談窓口で自分を否定されたと感じ、二度と行政に関わりたくないと支援を拒否してしまう事例を耳にいたします。窓口職員がよかれと思うことが、実際は相談者の意に反していたり、支援者が本人への意思確認なしに周囲の意見で本人に関する決定を下してしまうということが往々にして起こりがちです。取手市の障がい者施策、高齢者施策については、本人の意思を尊重した支援がなされているでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの根岸議員の御質問に答弁いたします。障がい者や高齢者の人権尊重は、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向けた、行政の重要な施策であると捉えております。当市におきましては、障がい者・高齢者を含む全ての市民の人権と尊厳が守られ、安心して行政サービスを利用できる環境の整備を重要視し、合理的配慮の提供及び自己決定の尊重を基本とした対応を行っております。具体的には、障がい者や高齢者が自らの意思を表明しやすいような窓口環境を整備し、明瞭かつ丁寧な説明等により情報の分かりやすい提供を行うとともに、対象者の障がい特性や認知機能に応じ、視覚資料や音声テキストの変換・筆談・手話通訳・要約筆記など、多様な手段の活用によって意思確認の徹底を図っております。また、判断能力が十分でない場合におきましては、成年後見制度の活用等を含め、障がいや高齢などの様々な特性に応じた権利擁護、これらを最優先で行っております。今後も、障がい者や高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、窓口対応においても、市職員一人一人が障がいや加齢等に関する知識を深め、常に人権尊重や意思決定支援、こういった視点に立ちながら、丁寧な説明、そして確認を行うことにより、引き続き支援体制の拡充に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。今の部長答弁のとおり、もう本当に窓口 **？担当の支援者？対応の職員？** が自覚なしに人権侵害を犯すことのないよう、繰り返し研修などを通して人権意識を身につけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、外国籍の方に関する施策について伺います。特に、市民による意図しない差別や偏見への対応策については、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。昨年12月の令和7年第4回定例会におきまして、本田議員の一般質問の際にも総務部長が答弁させていただきましたが、市では、外国人を含む全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、そのための施策を進めております。特に、外国人住民との共生社会を構築するためには、市民による意図しない差別や偏見が外国人住民の尊厳を傷つけることがないよう、無意識の偏見や思い込みをなくすることが重要だと考えております。また、外国人住民の方々にも、日本の文化やルールをしっかりと学んでいただきまして尊重していただくことが、真の多文化共生社会を実現するために欠かせないものと認識してとどこでございます。市民による意図しない差別や偏見への対応策の一つとしまして、市民協働課が毎年発行しております男女共同参画情報紙「風」では、今年度「ダイバーシティと多文化共生」をテ

一マにした特集記事を掲載しております。今年の2月1日号広報とりでに折り込んで配布いたしましたところ、市民の方からは、「今、外国人の皆さんにとって厳しい状況にあると思いますが、多文化共生の道は避けて通れないと感じています。いろいろ問題があるのは当然。ただ、外国人と一度でも接した経験のある方は、すぐに理解してくれます。これからもこのような記事をたくさん掲載していただけたらうれしいです」といった感想をいただいております。さらに、市民協働課では、令和8年度に策定予定の第5次取手市男女共同参画計画に、多文化共生の視点を取り入れる準備を進めているところでございます。具体的な内容につきましては、来年度に開催予定の取手市男女共同参画審議会で議論をしまして決定していく予定でございます。今後も、外国人住民を含む全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、取組を進めるとともに、その効果を評価しながら施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ある意味、ここに集っている私たちというのは、「力を持っている側」という自覚の下に、ふだんの何気ない一言や行動が他人を傷つけたり、自分も傷つけられることがあると自覚しながらの対応がとても重要だと考えております。折しも今、茨城県が不法就労の情報提供者への報奨金付き通報制度を実施するとのニュースが取り沙汰されています。——これも賛否両論ありまして、外国人差別を助長するのではないか、また官製ヘイトにつながりかねないのではないかという懸念もございます。取手市の外国籍の方も人口の3%を超えてきていると伺っております。多文化共生を進める条例やヘイトスピーチ禁止条例などを検討する必要がある、今後出てくるかもしれません。一人一人が人権を意識すること、そして私たちは人権を尊重される権利があることを肝に銘じていきたいと思っておりますので、皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。御答弁ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） ここで、稲村スポーツ振興課長より発言を求められていますので、これを許します。

スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

〔スポーツ振興課長 稲村忠弘君登壇〕

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） スポーツ振興課、稲村です。大変申し訳ございません、1点訂正をお願いいたします。先ほど私の根岸議員の一般質問に関する答弁の中で、今後の意気込みをお伺いしたいとの質問に対し、「土日の部活動をうまく進めていきたい」と答弁いたしましたが、正しくは「土日地域クラブ」となります。訂正をお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） おはようございます。日本共産党、本田和成でございます。通告

に従いまして、一般質問をいたします。まず、大地震時の防災についてでございます。本市は茨城県南部地震でマグニチュード7、震度6強が想定されております。地震は、いつ起きるのか分からず、直下型地震では被害も甚大になります。茨城県南部直下型大地震が起きた場合、道路や水道などのライフラインが寸断されるような状況だと考えられます。これ震度でいえば、震度6弱と震度6強では、揺れの強さ——これ加速度で測るんですけども、これは1.5倍違います。また、マグニチュードが1変われば、揺れの大きさは10倍、エネルギーは32倍になると、このように言われております。また海溝型それから直下型でも揺れ方が違います。東日本大震災のときは、震度6弱でございました。その震度6弱と茨城県南部地震での想定される震度6強では、全く違う想定をする必要がございます。本市も災害時のため様々な協定を結んでおりますけども、例えば道路が寸断された場合、昨年協定を結んだキッチンカーやトイレトラックが本当に機能するかどうか、私は非常に不安を感じております。茨城県南部地震など直下型の大地震が起きた場合はどのような状況を想定しているのか。また、各協定の実効性についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えいたします。東日本大地震や能登半島地震といった大規模災害の教訓を踏まえまして、本市では公助をさらに充実させるために、民間事業者ですとか他自治体など、多岐にわたる分野で災害協定を締結し、官民協働によります支援体制の構築を進めているところでございます。これらの協定の実効性の確保につきましては、当然、協定先の担当者との定期的な連絡とか、そういったことはもちろんなんなんですけども、今後、大地震における——先ほどありました道路寸断とかということがございました。こういったことも想定をいたしまして、市が実施する防災訓練の参加協力を今求めているところでございます。毎年、出水期前——失礼いたしました。7月前後に訓練を行っているわけですけども、そういったところに協力をお願いして、例えば道路が寸断されたときにどういった道路を——通路・経路を通ってくれば取手市までおいでいただけるのかとか、そういったことも踏まえまして、実効性のある支援体制を構築するために、そういった訓練にも参加を呼びかけていこうと今考えているところでございます。一方で、支援が届くまでについては、自助・共助の役割は非常に重要であると考えてございます。市民の皆様にも、家庭における備蓄を3日から1週間程度お願いしているというところでもございます。また、地域コミュニティーにおきましても、共助の意識が非常に重要であると考えてございますので、こちらも周知いたしまして、自助・共助・公助が一体となった実効性の高い災害対応を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。今、自助・共助という話がありました。この自助・共助、これが初期対応については本当に重要なところだと思います。大地震災害で最も困るのは、やっぱり水の取扱いだと思うんです。とりわけ水については、生活用水の確保が非常に重要になります。災害協力井戸なども増えているということを知っておりますけども、やっぱり一番安心できるのは、避難所での水の確保が直接できるということではないかと私は思っております。以前、守谷市の例を挙げさせていただきました。小中学校それから公園の井戸、こういったところが避難所になってるところにあるということなんですけども、本市においても、まずは避難所となる小中学校、これ電動じゃなくて手押しの井戸、これを設置したらどうかと思うんですけども、この辺についての見解をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。災害時における生活用水の確保は重要な課題と認識しており、市では、市民の皆様が所有する井戸について、災害時協力井戸として登録していただく取組を進めております。市内28か所の協力井戸につきましては、市ホームページに地図などを掲載し周知を図っているところでございます。避難所となる学校施設等への井戸設置につきましては、今後も関係各課との協議や、設置自治体におきましての平時での利用状況や費用など、引き続き調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ちなみになんですけど、この井戸、公園——守谷、隣なんですけど、守谷市の井戸と違って公園にあるの、見ていただけましたでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。以前質問をいただいたときに、守谷市さんのほうに電話で確認をさせていただいてはいるんですけども、実際に見てというところまで行っておりません。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ぜひ、1回見ていただいて、実際こうやってこいでもらうと、こんなもんかとよく分かると思います。ちなみに内閣官房それから国土交通省で、災害時の地下水利用ガイドラインというのがあるんですけども、その中に浅井戸の工事費の参考費用なども掲載されてますので、これも是非、御覧なっただければと思います。

続いて、先ほどありました自助・共助についてです。実際にこういった災害が起きれば、全ての市民が被災者になるわけですから、本当にこの自助・共助重要になります。地域には自主防災組織があるわけなんですけども、この自主防がない地区、それから自主防があっても、役員が替わってしまうということで継続して稼働ができないということ、こういった問題がございます。この部分も何度か私、取り上げさせていただいておりますけども、こ

ういった問題について、しっかりとフォローしていただくということも、これ公助の一つだと私は考えております。実際執行部においても、アンケートそれから相談があれば対応しているということ、私も承知しております。しかし例えば、同じ取手市でも、地域によって被害想定変わってきます。私が住む戸頭でも団地と平場、これでは避難方法、これ変わってきます。例えば3・11のときは、平場でも、もともと谷だったところと山だったところ、これあるんですね。こういったところでは被害状況やっばり違いました。住宅密集地、取手市の中でもいっぱいあります。そういったところで例えば火災が起きた場合、そうすると避難所自体が危険箇所になる可能性、こういったことも起きてきます。こういった各地域での可能性のある被害想定、これを示して、地域状況を踏まえた防災を地域でそれぞれ取り組める、そういったフォロー、これをするのも重要かと思うんですけども、各地域の被害想定策定というんですか、こういったことについてお伺いをいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。地域単位の被害想定につきましては、市における防災対策だけではなく、各地域の自主防災組織においても、その地域の実情に合った対策や対応が行えると考えており、これまでも茨城県地震被害想定調査を実施いたしました業者に、地域単位での被害想定調査に伴う確認は行ってきたところでございます。地域単位の被害想定作成に当たりましては、調査に伴う費用や地域範囲、定期的な調査や更新などの要素について考慮する必要があることから、引き続き、導入自治体の活用事例などを調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ハードルが——非常に経費がかかるということで、いろいろと課題をクリアしていく必要があると思うんですけども、やっぱりフォローについては、行政側からしっかり積極的なアプローチ、これをお願いしたいなと思っております。

続きまして、避難所の開設訓練についてに移りたいと思います。2月15日に戸頭中学校で避難所の開設訓練を実施いたしました。これ、キーボックスが設置されたところで、戸頭中の訓練、これが最後になるということなんですけども、この際に参加者からアンケートも実施をしております。これらのアンケートなどから、開設訓練の問題点、課題点など、もしあればこれ、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市では、災害時に迅速かつ円滑な避難所開設を実現するため、地域の皆様による避難所での開設に向け、今年度、3か所の学校に避難所開設用キーボックスを設置し、近隣の自主防災組織の方に御協力をいただき、避難所開設訓練を実施いたしました。訓練実施後の参加者アンケートでは、避難者のスムーズな受付や受入れに関する御意見のほか、避難所でのトイレや避難生活に関する御意見がございました。今回の訓練における参加者からの御意見などを踏まえ、より実効性のある避難所開設に向け、地域の方の御協力をいただきながら、引き続き取り組んでまいりたい

と考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 資料をお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） 皆さん、これがキーボックスになります。これ開けると、これ震度、揺れを感知するとこれ開くんですけど——開けると、こんな感じで鍵が入ってるんですね。これ体育館の鍵と避難所ボックスの鍵というのが入ってます。これ受付の状況——受付を実際こういう形で設置してということで、避難訓練を行いました。先ほど言ったこの避難所開設ボックスというのはこういった形でありまして、ここに鍵がついてます。これの鍵を開けると、この避難所の開設に当たって必要なものがこのようにいろいろ入っております。ちょっとね、かなりの物の量が入ってるので、実際このチェック表に基づいて使っていくというような形になると思います。それでこういう簡易ベッドというんですかね、こういったものの組立て、こういったことも訓練でやりました。それと、これが段ボールトイレ、これもパーティションみたいのと段ボールのトイレということで組立て、こういったことを行いました。そこでこのトイレなんですけども、これ非常に低くて、座ると立ち上がるのに非常に苦労しました。これ高齢の方だと、多分立ち上がるの、かなり苦しいんじゃないかなと。実は私このとき非常に膝が痛くて、ちょっと我慢して座ってみたんですけども、立ち上がるのに非常に苦労しました。トイレの問題って非常に重要ですので、この段ボールトイレだけではなくて簡易便座みたいな、こういったものもあつたほうがいいかなと考えます。ふだん使用している形状のほうがストレスもなく、いわゆるトイレ袋・携帯トイレというんですか、こういったものも有意に使用できると思うんですけども、この辺りいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所におけるトイレ環境につきましては、今年1月に開催いたしました職員向けの個別避難計画モデル事業講演会において、内閣府個別避難計画作成アドバイザーボード座長でございます鍵屋 一氏より、トイレ環境が避難者の健康に大きな影響を及ぼすこと、さらにはトイレの重要性について改めて認識を深めたところでございます。市では災害時のトイレ環境の整備に向け、現在、災害用トイレトラックのほか、簡易トイレとして、プラスチック段ボール製のトイレを備蓄してございます。しかしながら、近年の災害時におけるトイレ問題の深刻化を受け、簡易トイレについても多様な種類が存在していることから、備蓄品の選定に当たりましては、被災者の心理的負担、使用感なども十分に考慮し、それぞれの性質や性能について慎重に検討する必要があると考えてございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。ぜひ、いろいろ経費もかかることなんですけども、そんなに台数要らないと思うので、検討していただければなと思います。また、避難所というのは、何人が避難してくるってことじゃなくて、避難所に何人収容でき

るかということが——規模というか、重要なことになると思います。パーティションとか各必要なスペースを踏まえて、各避難所の収容人数を明らかにしておく必要があると思います。こちらについては、今どういった状況になってるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所の開設や運営に関しましては、災害時における円滑な対応を実現するため、事前の準備が重要であると認識してございます。特に、各避難所における収容人数やパーティションなどの資機材の配置については、避難所の開設において欠かせない要素であると考えてございます。現在、市では内閣府における避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等において示されております、避難所の避難者1人当たりの居住スペースや更衣室などの共有スペースを考慮した各避難所の収容状況を整理してございまして、より具体的な方針の策定に向けて進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 避難所の開設に当たっては、開設場所の順番とか——そういったこと、同じ地域で何か所か避難所がある場合、どこの開設をまずするのかということも関わってくると思いますので、この部分、しっかりとそういった混乱がないように進めていただきたいなと思います。

最後に、避難所開設訓練やキーボックスについての今後の方針をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。今年度実施いたしました避難所開設訓練では、これまで行政主体で行っていた避難所開設ではなく、自主防災組織の方が主体となって訓練を行っていただいたことで、避難所開設において市民の方の目線による様々な御意見を伺うことができました。今年度につきましては、3か所の避難所において試験的に実施いたしましたが、今回の訓練で終了ではなく、今回いただいたご意見等も踏まえ、市内のほかの地域においても同様に避難所の開設が行えるよう、地域の方に御協力をいただきながら継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。継続してしっかり進めていくということが非常に重要だと思います。防災については、本当にこれでいいということはありませんので、どこまで最悪の被害想定をできるか、それに対して準備をしていくのか、この部分だと思います。着実に速やかに進めていただきたいなと思ひまして、この質問を終了とさせていただきます。どうもありがとうございます。

続きまして、障がい者福祉制度について御質問させていただきます。制度の谷間にある方への支援についてお伺いいたします。障がいや難病を抱えながらも制度につながらず、長年にわたり支援を受けられなかった方がいらっしゃいます。実際に高校生の頃に原因不明の病気を発症して、病名が判明するまでに長い年月を要し、病気が判明したら、それが難病だったということで専門医が全く見つからず、本格的な治療もできず、その間に制度

の利用機会を逸してしまったという方がいらっしゃいます。この方はその後、医療の進歩によって日常生活が可能となりましたけども、やはり就労が難しい状況が続いて、年齢を重ねるにつれて働く場が限られていくと、そういった現実があります。またこのような方は、障害年金、それから手帳制度の対象外、それから支援を受けることが困難であるということも多く、家族の支えに依存しながら生活しているということが実情でございます。制度の対象要件に当てはまらない、あるいは過去の事情により申請期間を逸してしまった方に対して、本市としてどのようにこの実態を把握して支援につなげていくのか、お伺いをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの本田議員の御質問に答弁いたします。障がい者の暮らしを支える様々な障がい福祉サービスの内容につきましては、市のホームページ等で御紹介させていただいておりますが、障がい者一人一人に合った必要な障がい支援の内容周知は、主に様々な相談の現場において行われていると考えております。そのため、当市におきましては、支援が必要な方をいかにして相談につなげ、支援の内容を知っていただき、必要な支援につなげていくために相談支援体制の強化を図っているところです。御質問いただきました、サービスや支援を受けられる条件の谷間や境につきましては、障がいのある方御本人やその家族から様々な相談を受けているという状況もございます。例としましては、病院などで様々な障がい福祉サービスを受けるために、障害者手帳の取得を紹介され、御本人から当課に直接電話や窓口で御自身の身体の状態を御説明いただき、障害者手帳の取得が可能か否かの相談を受ける、このようなことがございます。このような御相談に対する御案内につきましては、お体の状態を詳しく理解し医学的な判断を有するものになりますので、職員の説明内容は一般的なものに限定されているという現状がございますが、申請に必要な診断書等の書類の準備に関するものなど、市が説明可能な範囲において御案内をしている状況です。

一方で、行政サービスを利用できる可能性があるにもかかわらず、行政に相談ができずにいらっしゃるという方もおられます。このような事案につきましては、障がい福祉政策を進める上での課題の一つと捉えております。この課題を解消するために、障がい者の総合窓口相談——失礼しました。総合相談窓口として位置づけております、基幹相談支援センターにおける活動が大変重要なものになっていると考えています。また、民生委員児童委員や障がい者支援団体との情報共有や連携、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族等相談員などによる相談から必要な支援につなげている、このような現状もございます。このような現在の相談体制について、今後も相談のさらにしやすい環境となるよう、より充実させていきたいと考えております。

また、周知方法の改善につきましては、現在、市のホームページや生活便利帳などで、障害福祉センターや——障害者福祉センターや基幹相談支援センターについて周知のほう

を行っておりますが、より市民の皆様にも、障がいに関する相談ができる窓口として知っていただくため、市ホームページの掲載内容の見直しを行ったり、可能であれば、来年度の広報とりでにて特集記事の枠を確保するなど、効果的な周知方法について検討を重ねながら、さらなる広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 詳しく周知の方法まで御答弁いただきましてありがとうございます。今でこそ、病気とか難病で入院とか通院した場合は、受けられる支援の案内とかを医療機関から教えてもらえることになっております。しかし30年ほど前というのは、医療機関からこういった支援の説明をされなかったということは、往々にしてありました。医療や福祉制度というのは、この二十数年間の間に様々な法律とか制度整備がされてきました。医療機関の役割もこれに応じて理念などが合わせて変化しています。かつての医療機関というのは、治療に専念すること、これが役割だったと。今は、患者のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）をどういうふうにしていくかということで、重視するといったようなことが当たり前になっております。こういった背景があるために、当時、病院からそういった紹介がなくて、やっぱり難病とかになりますと、自分の体の治療を優先するということが、なかなか支援を受けるということが頭にないという状況になっているという方がすごく多いと思うんです。また、そういった支援を紹介してもらっても——今、部長の御答弁にもありましたように、一步を踏み出すことにエネルギーが必要な方、それからやっぱり制度自身がなかなか分かりづらいということで諦めてしまったりとか、そういったことがあるということが現状としてあります。支援は申請主義でございますから、申請をしなかった場合、これ当然受けることはできないんですけども。先ほど、いろんなこと——広報とかホームページでの周知ということを御答弁いただいたんですけども、本当に支援が必要な方にとっては、精神的それから身体的に負担にならない情報の提供が非常に重要だと思います。例えば、御自身で情報が取れる方法、それから申請までのやり取りが理解しやすいような情報とか、例えば、今スマホ市役所とか進めてるところでありますけども、スマホの市役所のLINEで障がいとかの申請をやってみると、個別の案件に関しては電話をしてくださいというようなことが出るんですけども、あとメールのフォームが出るんですけども。メールのフォームを開くと、いろんな担当課がずら一と出てくるんですよ。どこに電話・メールしていいか全く分からない状況なんで、これ今後整備されていくと思いますけども。やっぱりそういったことで、まず御自身が一步踏み出せるような、そういった環境とか周知をお願いしたいなと思っております。

また、障害手帳それから障害年金の申請については、これ市役所が窓口になってるわけですが、障害手帳については県が認定すると、障害年金については年金事務所が認定するということだと思います。窓口申請時の対応について、これ受付業務としてただ受けるだけなのか、それとも申請者が不利にならないようなアドバイス、制度についての説明など——こういった対応、それから連携体制、これどのようになっているか。先ほど根岸議

員の一般質問でも御答弁あったんですけども、今回、この障害手帳と障害年金のこの部分について、それぞれ認定する場所が取手市じゃないというところで、改めてこの対応についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。障害福祉手帳の交付事務における窓口対応についてでございます。まず、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法の定めで、身体に障がいのある方に交付される手帳でございます。平成18年に茨城県から権限移譲を受けまして、申請の受け付けから障がい認定判定、手帳の交付までを市が行っておりますが、申請に添付されました医師の診断書を確認する上で、先ほど答弁がございましたが、医学的な専門的知識を要する場合には、月1回開催されます、茨城県の審議会に審議案件として提出いたしまして、判定いただいた審議の結果で認定交付をしている状況でございます。

次に、療育手帳でございます。都道府県単位で判定交付に関する要綱、要領を定めております。茨城県においても、茨城県療育手帳制度実施要綱及び茨城県療育手帳制度運営要領に基づきまして茨城県が判定しております。手帳の申請受付、判定、発行、市町村への送付までを茨城県が行っております。茨城県で交付した手帳は市に送られまして、市は県から届いた手帳を申請者にお渡ししている状況でございます。

最後に、精神障害者保健福祉手帳でございます。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条及び政令に基づきまして、茨城県が判定しております。市では、申請から受理をした申請書類一式を茨城県精神保健福祉センターへ進達しております。茨城県では月1回開催します障害者——障害者手帳、自立支援医療審査会で、申請書に添付されております診断書の記載内容をもとに判定しまして、その答申を受けて、茨城県精神保健福祉センターが決定し、手帳を交付し市へ送付いたします。市は、県から届いた手帳を同じように申請者にお渡ししている状況でございます。市の窓口対応としましては、障害者手帳交付に関する相談を受けた際には、手帳の説明や、交付を受けた場合受けられるだろうというサービスの支援について御案内しております。相談者が不利益とならないように丁寧な説明に心がけている状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） それでは、障害年金についてお答えさせていただきます。市の窓口では、障害年金の申請、御相談があった場合、受給要件や提出書類の確認を行い、申請書類の受け付けを行っているところです。障がいの程度ですとか、診療の履歴等細かく聞き取りし、提出書類を確認させていただく必要があるため、事前に来庁時間を予約していただくなど、相談に十分な時間をかけ、丁寧に対応しています。その中で日本年金機構で審査されるんですが、そちら、医師の診断書と病歴・就労状況等申立書——こちらは本人が書く書類でございます。こちらかなり書くのにハードルが高い書類で、なかなか内容を私が見ても難しいなと思うんですが、その中で日常生活において不便を感じていること、障がいがある部分、そこを具体的に書くことによって審査する側も分かりやす

いということ、その辺りを丁寧に説明しているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。これ受付業務として受けるということになるんですかね。先ほど、この障害手帳についてなんですけども、結局障害手帳の説明と受けられるサービスを説明すると、こういう説明にとどまっているというような状況だと思うんです。年金に関しては、いろいろな日常生活とか書くのにすごく苦勞するということで、しっかりこれをフォローしていただくという必要があると——あるのかなと思うんですけども、やっぱり受ける——受けられるようにどういうふうにその申請のされた方が、不利益というか、不利にならないような形へ申請を上げられるか。この部分をやっぱりしっかりやっていただきたいなと思うんです。そういった意味で私これ質問をさせていただいております。ですので、今後、申請者がどういった状況で、しっかり詳しく聞いてもらって、その上で本当に申請がなるべく受けられるような状況、こういった形を出していただきたいなと、窓口の対応をしていただきたいなと思っております。

続きまして、受給状況に関する情報提供について、2点質問させていただきたいなと思っております。まず、1点目なんですけども、市民の方から、特定の障がい者支援の受給状況について疑義があるといったような情報提供があった場合、例えばどういった手順で事実確認を行うのか。もしくは調査に当たって関係機関とどういった連携をして、これ対象となる方の権利や尊厳が損なうことのないようにどういった配慮をして対応するのか。これをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。私、障害福祉課に入りまして、1件、2件あるんですけれども、その場合、やはり議員おっしゃるとおり、個人の権利等ございます。すごく——何でしょう、調べるのが難しい状況でございます。言われてる方がその方のどういう関係なのかということもございますので、実際には深くまでは調べられないというところが現実でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） そうだと思います——そのとおりだと思います。例えば認定するのに、違うところが認定してるわけですから、なかなかこういったところで情報があつたときに、精査するということはなかなか難しいとか——できないと思うんです。そういったことがもし仮にあつた場合に、やっぱりその部分については非常に慎重にやってほしいなと思っております。

それともう一つ、精神障がいについては再認定がこれ必要になるということになると思います。この期限が迫っているよというような状況のときに、市のほうで支援を受けている方の把握、これができるのかどうかということと、あと再認定が必要な方の情報——例えば再認定をする時期になってますよというような方に情報提供というような、こういうことはできるのかどうか、これお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。こちらの質問も実は前に受けておりまして、茨城県とも相談しました。実際のところ、茨城県ではそういった周知はしていないというところで、取手市としても、そちらの周知についてはしていない状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 障害年金については、どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 国保年金課副参事、吉住美代子さん。

○国保年金課副参事（吉住三世子君） お答えします。障害年金は、障がいの程度により期限が決まっており更新が必要な場合がありますが、更新時期には日本年金機構より申請勧奨通知が発送され、医師の診断書を提出していただき、診断書の内容に基づき再認定を行います。症状の改善が見られ、障害年金の対象外となることもあります。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。なかなか申請再認定って、やっぱり継続されている状態——症状が継続されてるといような方で、やっぱり切られてしまうとか、等級が下がるとかというの、これはちょっとどうなのかなというところもあります。これ後ほど、これ述べたいなと思っておりますけども、今、質問してきたんですけども、障害者総合支援法ってありますよね。この2条では市町村等の責務というのが明記されているわけです。77条では、市町村の地域生活支援事業ということで、これも、どういった事業をやりなさいということが書かれております。この77条の3項では、必要な事業を行うように努めることというふうにされてるんですね。やっぱり、市役所の窓口というのは単なる受付の業務だけではなくて、第一義的な責任があると私は思っております。これはどこどこがやっている——例えば年金機構が決めることだからと、そういうふうに捉えるんじゃないかと、まずは市町村がしっかり受け止めて、制度の枠内でどうにかできないのかと、あるいはそこから進めて、独自の施策、そういったことで補うものはないのかと、これ検討する責任が私はあるんじゃないかなと思っております。障がいがある方、それから制度の谷間にある方の自己責任にすることがないように、しっかりしかるべき対応をしていただきたいなと思っておりますけども、こういった件については、法的なところから見てどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。議員おっしゃるように、様々な事情を抱えてらっしゃる方、また症状なども含めて時系列的に変化していく方、いろいろな方がいらっしゃいます。このような中で障がい福祉のサービスの提供におきましては、何よりもまずそのサービス——我々に対するニーズですね、これをきちんと把握できるように努めているところでございます。先ほどもお話させていただいておりますが、様々な——御本人はもとより、御家族・関係団体・支援団体、こういったところも含めて様々な御事情のほうを酌み取りながら、ニーズに即したよりよいサービスを提供できるように、今後も努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ぜひしっかり対応していただきたいなと思っております。

最後に、精神障がい2級の方への医療費助成についてです。資料を出させていただきたいと思っております。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） すごい細かい資料なんですけども、これ実は政府の統計総合窓口の「e-Stat（イースタット）」という統計データのまとめがあります。これは令和6年の衛生行政報告例の統計表から私が引用して——数字を抽出して私が作成した表になります。これ一番上の左上、全国の精神障害福祉手帳の交付台帳の登載数ということで、交付を受けてる方の人数なんですけども、一番上ですね、これ、全国の総数、154万7,000人ということで、5年連続増加ということで、昨年に比べて10万人増えたということが既にニュースになっております。ここで、ちょっと何点かこれを確認していただきたいところがあります。全国の傾向として、1級・2級・3級というところなんですけども、この構成比を見ていただきたいんです。この構成比について、1級を認定されてる方9%です——これ全国です。2級は58%、で、3級は33%というのが全国の構成比になっております。茨城県については、同じくこの構成比率を見ますと、1級が7.9%、2級が62%、3級は30%という状況です。これ一番多いのは実は長野県なんです——薄い黄色になってるところ。茨城県が精神の障害手帳が2万8,000人なんですよ。長野県3万人です。そんなに数変わりません。構成比見ていただくと、1級44.5%、2級は47.3%なんですよ。これだけ差があるということなんです。ちなみに一番低いのは福井県なんですけど、3.7%ぐらいしかないんですよ。福井県は——3.7%ですね、1級が3.7%と。そうすると、長野県と福井県で10倍以上差があるわけですよ。ここから分かることなんですけども、まず精神障がいの2級というのは全体の6割、多くが2級になっているという状況です。精神障がいの等級認定については、都道府県ごとに非常に差があるということです。認定については国の統一の基準があるにしても、ここまで差があると、医療資源とか年齢層とか、そういった構造要因じゃなくて、各都道府県の認定の運用に違いがあるとしか言いようがないんですよ。今回——12月議会で前回、久保田議員のマル福の適用について一般質問がございました。その御答弁では、様々な課題があるということで調査研究することだったんですけども、精神障がい2級の方で、実はほかの他県では精神障がい1級でもおかしくないという方が相当数いらっしゃるんじゃないかなと。私、この数字見たらそう思うんですよ。実は私、10年ほど心療内科通ってます。そのときに、私の主治医の先生に、この精神障がいの統計についてお伺いしました。すると、やっぱり他県から来た方が、茨城県に来たら等級が下がったという方がいらっしゃるんですよ。これ結構いるということなんです。こういった実情を踏まえて、実際にこの2級障がい認定されてても、1級に近い方、相当数いるということで、この方々——まさにこの方々が制度の谷間にいる方なんじゃないかなと私思ってるんです。そういったことで、やっぱりマル福、や

るべきなんじゃないかなと思います。改めてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 国保年金課副参事、吉住美代子さん。

○国保年金課副参事（吉住三世子君） 本田議員の御質問にお答えさせていただきます。精神2級という一つの等級において、症状の軽重、生活の困難度合いには差があることは承知しております。しかしながら、制度の運用に当たって、症状に応じて一定の基準を設けることについては、基準を適切に設定できるのか、また、その判定を公正に行えるのか慎重に勘案すべき課題が多く、市独自で基準を設けることは現状において極めて難しいところではあります。医療費助成事業において基準の適正性は担保しなければならず、多角的、総合的に調査研究していく必要があると考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。じゃあ精神科とかで治療なんかで通ってると、自立支援医療、これ同時に取ってる方いらっしゃると思います。この自立支援医療、これの助成、これ限度額あると思うんですけど、これを助成するというのはどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。精神2級にありましても、自立支援医療のほうは助成しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） これ1割とか——私1割なんですけど、精神障がい2級の方って、これ限度額とかで自己負担生じてませんか、ゼロですか。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。収入によりまして自己負担額が発生したりということもございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。しっかりその辺も含めて検討していただきたいなと思ってます。今回制度の谷間にある方、これどうやって救っていくかということが非常にこれ重要だと思ってて、やっぱりこれ、私、戸頭に住んでいて、少なくとも2人相談受けてるんです。どうしたらいいかということで。そういったことで今回取り上げさせていただきました。日本の障がい福祉って、身体、知的、そしてその後に精神障がいって段階的に制度化が進められてきております。で、障がい支援の——失礼しました。障害者総合支援法によって一元的な枠組み、こういったものというのは整ってきてるものではあるんですけども、精神障がい福祉においては、今なお制度の解釈に曖昧な部分が残っていて、自治体ごとに認定の運用の差というのが非常にばらつきあるということは、これ本当にあると思います。この法律には、先ほど申し上げたんですけども、市町村の責務というのが明記されております。やっぱりこの障がいの種別とか程度の差にかかわらず誰一人として制度の谷間に置き去りにしない。支援が必要な方に必要なとき、必要な分だけ支援が上げられると、そういった当たり前の権利が保障される行政運営、これをしっかり強く求めて、この質問終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

最後に、自衛隊の情報提供についてでございます。自衛官の募集事務というのは、自衛隊の自衛隊法 97 条 1 項で、防衛大臣の定めるところにより、自衛官募集に関する事務を行うものと規定されており、地方自治法の 2 条 9 項で規定する「法定受託事務」となっております。また自衛隊法 120 条、これは防衛大臣は、市町村長——失礼しました。市町村長等に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる旨を定めております。この情報提供については、情報提供をしてほしくない市民が除外申請をすることができます。本市では、毎年 6 月頃に、18 歳と 22 歳になる市民の情報を提供しておりますけれども、本市での自衛隊の情報提供の状況と除外申請数についてお伺いをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えしたいと思います。自衛官等の募集事務につきましても、自衛隊法において市町村がその事務の一部を行うことと定められております。また、個人情報保護に関する法律におきましても、情報提供可能であることから、募集事務のために必要最低限な情報を紙媒体で提供しているという状況でございます。詳細については担当課長より答弁させていただきます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 総務課長、土谷靖孝君。

○総務課長（土谷靖孝君） 御答弁申し上げます。本市における情報提供についてですけれども、先ほどあった部長の答弁に加えて、本市においては自衛隊からは、いわゆる 4 情報の住所、氏名、生年月日、性別というのが求められているところですが、本市においては 2 情報、住所、氏名のみを提供を行ってございまして、これについては目的達成のため支障がないという見解から、2 情報のみを紙媒体で提供してございまして、また提供を望まない方への配慮も必要と考えてございまして、募集に係る除外の申請については、申出があった場合には除外をして提供してございまして、なお、7 年度における——令和 7 年度における情報提供の対象者については、1,686 名おりましたけれども、除外申出の手続があった方は 2 名おりました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 本市は紙媒体で提供しているということなんですけれども、住民基本台帳法 11 条では——11 条ですね、では、国や地方公共団体が事務を行うために必要な——必要がある場合は、住民票の閲覧を請求できると定めております。かつては、自衛官募集についても自衛官が書き写してたというような経緯もあったようですが、この住民基本台帳の観点から、紙媒体での提供の法的整合性、これをどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務課長、土谷靖孝君。

○総務課長（土谷靖孝君） 答弁いたします。募集事務に関してですけれども、先ほど本田議員からも御紹介ありました、自衛隊法と自衛隊法施行令のほうを根拠に行っていると

ころなんですけれども、令和3年の2月に総務省と防衛省から連名で通知が出されておりました。個人情報保護に関する法律においても、法令に定める事務については、必要な限度で合理的な理由がある場合については、行政機関に個人情報を提供することができるという通知がございまして、改めてこれについては適正な事務であるというふうに認識しております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっと1つ確認させていただきたいんですけども、自衛隊法が根拠になってるわけですね。自衛隊法と住民基本台帳法というのは、どちらのほうか上位法なんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務課長、土谷靖孝君。

○総務課長（土谷靖孝君） 特別法というような根拠のくくりかと思うんですけども、どちらが上ということも私ども明確に意識してるわけではないんですけども、総務省からの通知等をもとに通知、情報提供することが問題ないということをお聞きして事務を行っております。適切な事務であるというふうに考えてふだん事務を行っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 政府見解、私も実はちゃんと調べております。これ先ほど特別法ということがあったんですけども、自衛隊法というのは特別法に分類されております。特別法というのは、対象が限定されている法律です。自衛隊というのは防衛という特定の分野に限定してということで特別法になってます。それで、一般法——住基法は一般法になるんですけども、特別法は一般法に優先するという原則あります。ですので、これはそういった根拠で問題がないよということで政府は見解を出しております。また、個人情報保護法については、これ69条で、行政機関での利用及び提供の制限、これを規定してあるんですけども、法令に基づく場合を除くということで法的な整合性があるというふうに政府は見解を出しております。今、この法的な根拠というのをお聞きしたんですけども、政府見解では先ほど述べたように、全て適法というふうに解釈がされて、実は裁判所の判断でも合法というような結果を——判決が出されているということもあります。しかしながら、法曹界それから専門会——専門家でも、憲法違反ではないかという指摘もございまして。2024年には、奈良県で18歳の若者が、プライバシー権の侵害として、国と市を提訴する全国初の国賠訴訟、これを起こされて——起きております。これまだ係争中みたいですね。でも憲法13条では幸福追求権、それから個人としての公共の福祉に反しない限り最大限に尊重するということが明記されているわけんですけども、この中にはプライバシーの自己情報コントロール権、それから自己決定権というのが保障されております。今回の自衛官の募集事務については、やっぱりそれぞれの立場から憲法解釈について問題が生じているというところだと思います。こういった状況があるから、情報提供の除外申請、これができるようになってるというふうに私は理解をしております。私は憲法の観点から、市民に十分に周知をする必要があると考えております。現在この情報については、ホームペ

ージのみということになっている——除外申請の周知。除外申請についてはホームページのみでしかこれ出してないということだと思っんですけども、今後、この除外申請の周知、これをどのように行っていくのか、もし変更とか、こうするよという予定があればお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務課長、土谷靖孝君。

○総務課長（土谷靖孝君） 御答弁いたします。本市におきまして、御紹介いただいたとおりです。情報提供については、市ホームページにおいて現在明示しておるところでございます。あわせて、当該情報の提供を希望されない方については除外申出書の様式を掲載するとともに、制度の趣旨や内容、手続の流れなどについて、可能な限り丁寧な情報提供に努めているところでございます。今後につきましては、市ホームページ内容のさらなる充実を図るとともに、広報とりでへの掲載も含めて、より効率的かつ分かりやすい周知方法について検討を進めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 憲法の定める個人の尊厳とか自己決定権という観点からすると、やっぱり市民の周知って十分に行う必要があると私、思います。自衛隊への情報提供を望まない市民が除外申請をできるように周知するという事は、やっぱり行政の責務じゃないのかなと私は思っております。例えば今、広報ということなんですけども、実際この広報でどのくらいの周知ができるかということもあります。ホームページ、これ、知ってる人じゃないとたどり着けません。例えばホームページ上で「自衛隊の除外申請」とか書かないと、出てこない——検索されないですよ。どこにそのページがあるかって、恐らくたどり着けないと思うんですよ。だから、やっぱりその辺の周知をしっかりとっていただきたいなと思います。実際、この除外申請が今年は2名ですか——1,686名のうち2名ということですかね。非常に少ないと思います。例えば、取手市のLINEとかで、広報以外でも、除外申請時にプッシュ型でこういう申請がありますよとか、あとはホームページのトップ画面で告知するとか、十分なそういった周知をしっかりとっていただきたいなと、この辺を強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。一般質問を行います。余計なことを話さないようにしますので、よろしくをお願いします。

[「そこが余計なんだよ」と呼ぶ者あり]

○23 番（遠山智恵子君） そうか、こっから始まっちゃうんだな。

〔「もう 20 秒たってますよ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） そうか、そこがいいところとも言われているんですけどね。

まず初めに、介護保険事業について質問です。市内介護事業所の状況と課題ということで、介護職員への支援策を常々求めている立場ですけれども、改めて伺うものです。まず、介護保険が始まって 25 年が経過しました。利用者数は 3 倍に増え、大きな役割を果たしています。しかし、3 年ごとに介護保険法の見直しが行われ、政府が給付を削り、利用者負担を増やすなど制度改悪を重ねてきたため、やはり厳しい現実があります。喫緊の課題として、昨年の報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問介護の現状は深刻です。事業所がゼロになった自治体が増えているという報道もあり、まず当市においてはどうか、その点を伺いたいと思います。

〔23 番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの遠山議員の御質問に答弁いたします。全国的に介護事業所におきましては、要介護者の増加、人材不足や介護職員の高齢化など、様々な課題があるということについては認識しております。そのような中ではございますが、現在、取手市内の訪問介護の事業所数は、ここ数年、大きな増減はなく、現在は 24 事業所があり、ある程度の人材とサービスが確保され供給されていると、このように考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） まずは人員不足——事業所の数は分かったんですけども、人員不足が今は課題となっております。比較的安定していると私は思ってるんですけど、社協の介護事業所ありますけれども、そこでもこの半年間、職員を募集してるけれども応募がないという、そういった現状があります。だから、民間はますます苦勞してるんじゃないかなと思っております。そういう意味では、人材不足が課題。そしてまた事業所経営への支援策など、この辺もちょっと手薄になってるのではないかなというふうに思っているんですけども、その点いかがでしょうか。把握されてますか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。市でも、介護の現場の課題解決において、職員の処遇改善は有効な手段であると考えております。そのような中、厚生労働省より令和 7 年 12 月 25 日に、令和 7 年度介護保険事業費補助金実施要綱が定められ、令和 7 年 12 月 16 日から適用する旨の通知が出されました。職員のみならず介護従事者を対象に幅広く支援を行い、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護職員は最大月額 1 万 9,000 円、訪問介護・訪問リハビリテーション、居宅支援事業所等については、

月額1万円相当の補助が実施されております。申請窓口は茨城県となっております、補助金を受けるには幾つかの取組を行う必要があります。県では専用のコールセンターや個別相談も行っており、県から事業所に通知は出されていますが、市からも情報提供を行っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） ぜひ連携を取っていただきたいと思います。今、課長が答弁されましたけれども、国も臨時改定を行ったというのは初めてだということで、令和8年度については、また計画策定ということで大変忙しくなると思うんですけども、制度改定があるというところでは、そういう意味では1年前倒しで国も実施するということで確認をさせていただいております。こうした臨時改定が行われるということは、それぞれ各種団体、そういった現場の方たちが一丸となって声を上げていたというところが、大きな成果につながっているのではないかなと思います。とはいうものの、まだまだ賃金格差が大きいというのはもう御承知のとおりなので、引き続き各事業所との連携を図り、現状把握に努めていただきたいと思います。

次の、認定後、ケアマネ不足による市民への影響は明らかとなっております。支援策を求めるものですが、答弁いただけますか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。高齢化社会において、要介護認定増加に対する人材不足は全国的な課題になっております。取手市においても要介護認定者は増加傾向ですが、令和7年12月1日時点で、取手市のケアマネジャーを配置する居宅介護支援事業所は33事業所あります。ケアマネジャーの人数に関しては多少の変動はありますが、現在90人弱となっております。各事業所や各地域包括支援センターとも連携し、引き続き、介護サービスを必要なときに必要な方が受けられるよう支援を行っていきたいと思います。また、先ほども御説明させていただき……。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 部長、止めなくていいのよ、そういうときは。

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） どんどん言いたいこといっぱいあると思うんですよ、頑張っているいい仕事してれば。

〔「とっといて」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） それでよしとしますけれども。90人いるというところは、以前からも報告は受けているんですけども、それでも包括を回ると、これだけ待ってるんですよというのはやっぱりあるわけで、現実問題。それというのは、市民サービスが滞ってしまいかねないという、そう思うわけなんです。要は、人よりも受ける利用者が増えている——取手市はとりわけ超高齢化を迎えつつあるというふうに言われているので、その辺はちょっと、数ではないと思いますので、丁寧に対応していただきたいと思います。

それで、各地域包括支援センターの体制、ちょっと人数が減ったというところ、そういう情報も入りまして、あえて改めてその体制と課題について伺うものです。さらに、各センターの実態における改善が必要ではないかと思うわけなんです、その点いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。地域の高齢者の総合相談・権利擁護は、地域の支援づくり、介護予防の必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした地域包括支援センターは、市内5か所に設置しています。各センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配属し、それぞれの専門性を生かした役割・業務を分担しながら、医療・福祉・介護の分野を統合して高齢者の生活を支援しております。現在は5か所の地域包括支援センターの体制としましては、3職種の配置と国の基準を満たした職員の配置を行っております。独り暮らし高齢者の増加と支援を必要とする高齢者が増加し、頼れる身寄りもなく、問題が複雑化し、解決に時間と手間がかかることも多くなってきています。支援が多岐にわたる場合も多くなってきていますが、地域包括支援センターと関係機関が連携して支援を行っています。また、定期的に地域包括支援センターの管理職や職種ごとの会議を開催し、情報交換や課題解決のための意見交換も行い、包括支援センターの負担軽減を図っております。また、必要に応じ、地域包括支援センターの法人と連携を取りながら、継続して仕事ができるような支援も行っています。引き続き、状況に応じ、連携を取りながら支援を行っていきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） いੱつき、1包括センターで職員の方が辞められたということでちょっと手薄になってるという、そういった話も受けまして、そういった場合、委託の場合は人件費等も入ってるかと思うんですが、その辺の手当てはどんなふうな対応をされているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） 各地域包括支援センターの必要人員というのが定めてありますので、そこに応じて必要な人件費のほうは委託料として支払っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 多少プラス・マイナスということがあるということですよ、現状によっては。それはマイナスにはならないような体制は常に組まれているのが原則かなとは思いますが、そういった意味では、しっかり状況把握をしていただきたいなというふうに思っています。これまで私も福祉厚生常任委員会のメンバーでしたので、包括支援センターの職員が継続的に——結局、地域支援をまとめていくというか、人の発掘もこのセンターの役割——大きな役割になりますので、ころころ職員が変わっては、なかなかそういった地域でつくりにくいということがあると思いますので、継続的に配置されるよう、市の支援策を私は委員会で求めた経緯があります。そういう意味では、各法人とも方

向性を話し合っ、いい方向へ進めていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてどうでしょうか。最後、伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） 先ほどもお話をさせていただきましたが、地域包括支援センターの職員だけで問題解決ができない場合などは、こちらの市役所のほうであったりとか、あと関係機関と連携を取らせていただいたりとか、各法人とも連携を取りながら、長く仕事を続けていただけるようなサポートを、引き続きこれからもしていきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） それでは次、国保について移ります。まず、県の保険料水準統一の見直しについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。茨城県内の保険料水準統一の時期ですが、具体的な統一時期については現時点では示されておりません。国が示す保険料水準統一加速化プランでは、遅くとも令和18年度の保険料算定までに完全統一とすることを目標としております。現行の茨城県国民健康保険運営方針は、3年を目安に見直しを行うこととされています。令和8年度は中間見直しに向けた議論や作業の中で、県内における保険料水準の統一の時期について検討されるのではないかと考えております。今後も動向を注視してまいります。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も県会議員から、そういった定期的に行われる連合会の予算・決算含めて、そういった方針も資料としていただいて共通認識は持っているつもりなんですけれども、注視していかなければならないと思います。ただ、簡単ではないみたいですよというのは、もう御承知のとおりというか、共通認識を持っていると思います。だからあんまり保険料統一のことで、取手も上がるぞ上がるぞなんてね、そんな心配するなということ、私からも励ましておきたいと思えます。

で、次のそれを踏まえた上で基金の活用について伺うんですが、新たに——私もこれまで再三取上げてきました。ここで、同じ同僚議員の名前を挙げたりして呼びかけたりしてきたんですが、残念ながら、この2年間何にも起きなかったんですよ。市のほうから——担当課の職員からは、勉強会などはさせていただいたという経緯がありますので、それはお互い議会の中でも共通認識は持っているんですけれども、なかなか具体化されないで終わってしまいました。今度委員会も私も変わりますので、そこでいろいろ自分なりに調査していたら、新たな市町村が見えてきたんですが、今回新たに活用される点について——まず、今回議案にも出ていますよね、子ども・子育て支援金の取扱いですとか、基金から活用するという点で。そういった点はもちろん評価をします。それでも基金額は39億円残るという報告——説明がありました。まだまだ多いわけですし、国も物価高騰に対し交付金を支給しているときなので、この際、国保加入者の皆さんに還元とかではなくて、

保険料の引下げということではなくて、健康維持のために給付。加入者に手厚く、取手市は考えてあげてんだよってなことでね、健康維持のために給付してはどうかということ、新たな提案として取り上げたいと思います。もちろん法定減免を受けている加入者も滞納している加入者にも、全ての国保加入者に健康のために給付するものです。例えば、一律1万円給付したとしても、加入者約2万人として2億円で済みます。保険給付費の2月分——2か月分は基金に残しておきたいということを再三勉強会で私たち聞いてますので、それを考えても十分間に合います。予算・決算書見てもね、足ります。そういう意味で、健康福祉部長。健康と名のつく福祉部長。この国保加入者の皆さんに基金を活用して、健康維持のために——基金のほんの一部を活用できればできるんですよ。部長、いかがでしょう。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいま御質問と、また他市町村において行われているというところも含めてお話しいたしまして、ありがとうございます。国保基金を活用いたしました還元策としましては、平等割廃止後に減収する税の補てん、また18歳以下均等割額100%減免措置、産前・産後期間保険税の減免期間の延長、こういったものをこれまでも行ってきております。そのような中ですが、様々御議論いただき、様々な御意見もいただいた中で、令和8年度からは、子ども・子育て支援納付金分の課税による負担増の抑制や、人間ドックの対象年齢の拡大、また胃がんリスク検診の導入、こういったものにつきまして新たに基金を活用した取組として行いたいということで、予算案なども含めて本議会に提出させていただいております、議案として。大阪の事例などについては我々も確認をしているところではございますが、取手市といたしましては、令和8年度から新たに基金を活用する事業、先ほどお話ししましたが、そういったものも含めて基金残高の推移を注視しながら保険料水準の統一時期、こういったものを見据えて、基金の活用方法については、引き続き福祉厚生常任委員会を中心に国民健康保険運営協議会委員の皆様のお知恵もお借りするなどし、幅広く御意見を伺いながら、様々な事例・事案について調査検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 部長のほうから、常任委員会で今後検討していきたいということでしたので、いやそれはもう本当にそのとおりです。この事例というのは、大阪府能勢町で実際行われていたということが分かりまして、給付後一、二年の決算状況を見ながら継続を進めているというような、金額も変えたりしながら推移を見守りながらと言いますか、検討しているということでした。これまで基金の活用を進めてきたわけなんですけども、議会——委員会も議会が一つになって18歳以下の子どもたちの減免100%に至ったりとか、まだまだ全国でも数少ない実施例ですからね。そういう意味では、本当によかったと思っております。引き続き、健康づくりのためにお願いしたいと思うんですね。

で、勉強会の中で一つ気になったのは、保険料を万が一引き下げたら、戻したときの加入者にとって負担感を考える——負担感を感じさせるということで、それがちょっと担当

課としては気にかかるという、そういった担当課からの率直な意見なども出ていたんです。そういう意味では、本当に腹を割ってというか、委員会の中でもざくばらんに取り組んできたということ、ここで――議場で皆さんに伝えたいと思っております。健康づくりのために給付金が出たら、いつまでも住み続けたいと思います。市長に代わって、ここで部長から答弁をいただこうと思ったんですけども、委員会のほうで検討していきたいというようなことでありましたので、そこは分かりました。もちろん給付扱い、また保険税引下げも含めて、ぜひとも福祉厚生常任委員会でまとめていただくよう、今度は杉山副委員長から委員長になったということで、杉山委員長、本当に仕事できる人ですから、大いに期待して各委員の皆さんに伝えたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。教育問題についてです。まず、GIGA（ギガ）スクール事業の効果と課題についてです。どのように受け止めているのかを伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。GIGA（ギガ）スクール構想開始から5年が経過した現在、本市における効果と課題の捉え方についての答弁をさせていただきます。まず効果につきましては、1人1台タブレットパソコンが学校現場において文房具として定着しており、学びの姿が劇的に変化したと実感しております。子どもたちが自らの考えを即座に共有し、スライドや動画で表現する活動は、今や日常の光景となりました。これにより、試行錯誤の思考のプロセスが可視化され、子どもたちの発信力や創造性は飛躍的に高まっております。加えて、AIドリル等の活用により、個々の習熟度に応じた個別最適な学びが可能となり、基礎学力の定着においても着実な手応えを感じているところでもございます。

一方、視力低下をはじめとする健康問題は、本市としても極めて重要な課題であると深く認識しております。近視の進行には、生活習慣など複数の要因が絡み合っているのが実情ではございますが、学校といたしましては、端末利用に関するガイドラインの徹底を図っております。30分に1度は目を休めるといった具体的な指導を継続し、子どもたち自身が健康を守るための自己管理能力を育むよう努めてまいります。

最後に、デジタル化が進む今だからこそ、五感を伴う豊かな実体験の価値観がかつてないほど高まっております。本物の自然やアートに触れ、仲間と体温の伝わる対話を重ねる体験は人間形成の根源であり、デジタルがこれに取って変わるものではございません。今後も最先端のデジタル活用と、本市が大切にしている豊かな実体験を高い次元で両立させ、取手らしい教育のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） なかなか、私たちもそうだと思うんですけど、パソコンとか

タブレットとかに頼っちゃうと、思わず、いざ手書きで漢字をと思ったときに、「あれ、この漢字？」って——これは高齢になったからかな——だけではないと思うんですよね。そういった文字離れというか、そういったことも学識者の方からもちょっと指摘されているようです。また、子どもの理解力とか思考力や判断力が高まったというような、何かそういった目立った効果というのが何か届いていないなんていう、文科省関連の学識の方からも疑問視する声、また部長も今入ってましたけれども、健康面で心配する声というのは拭い切れないというところだと思います。でも、いい面というのは、もちろんメリットというのは私自身も感じておりますので、そこはいいと思います。ただAIにはちょっと——私たちからだんだん高校——高校生でも文科省のほうから、AIの取扱いについてはちょっと一つ目安をとということで、先日、報道もあったかと思っておりますので、ましてや小学生、中学生からそこに頼られると、ちょっと本来の対面だったりリアルな——そこで吸収していく学力ですとか、認知というののもちょっとどうなのかなという心配があります。

その辺は現場に任せるとして、次の教員の未配置状況と確保に向けての質問です。昨年3月の予算・決算審査特別委員会で、私も教員等の配置状況、未配置状況とその対応ということで資料請求しました。本来の教員未配置というのが、配置基準よりも少なかったというところではびっくりしたわけなんです、実際。で、その対応をお願いしたわけですが、現在どうなっているのか。あわせて、今回予算化ということでは、茨城県は大井川知事も記者会見で何か自慢げに報道されておりましたけれども、段階的に現在の約1,600人も臨時教員の正規化を実施していきたいと、今後、何年かけて段階的に行うということなんですけれども、その点は私たち共産党としても一貫して求めてきました。教員の正規化というところでは、その確保対策として大いに期待するところでもあります。その点、取手はどうでしょうか。今日は参事が出席していただけてますけど、人事担当というところで、はい。

○議長（山野井 隆君） 教育参事、鈴木邦弘君。

○教育参事（鈴木邦弘君） それでは御答弁させていただきます。教員の配置につきましては、教育職員定数法という法律に基づき、学級数や学校の種類に応じて配置基準数が定められております。これに基づいて、加配教員を含めた教員が各学校に割合——割当てられており、任命権者であります茨城県教育委員会が、その配置を行っております。教員の未配置問題については、現在、全国的にも大きな課題となっておりますが、残念ながら、本市においても未配置の状況は生じております。令和8年3月1日現在、教員及び事務職員を含めた人数ですけれども、小学校では、療養休暇や休職、育児休業等で配置が必要な21名に対して5名が未配置となっております。また、中学校におきましても、同様の理由で配置が必要な7名に対して4名が未配置という状況にあります。現在、未配置が生じている学校現場では、教頭先生や教務主任、あるいは学年主任等が担任業務や授業を代行することで対応しております。これらの担当教諭にとっては、本来の公務に加えて大きな負荷——負担がかかっている状況にあります。様々な取組をしておりますが、こうした状況の解消に向けまして取手市教育委員会としましては、本市自らも人材の確保と発掘に努

めることが重要であると考えております。市が主体となって新たな人材を見だし、その情報を茨城県教育委員会と共有、連携させることで、少しでも早期の配置へとつなげるように取り組んでおります。具体的な人材確保と発掘に向けました取組としまして、本市独自の施策を2つ説明させていただきます。

まず1つ目は、取手市教員再チャレンジ個別相談会です。これは、新たな人材発掘を目的としまして、現在は教職に就いていない教職員経験者や、教員免許を持ちながらも教職経験のない方々を対象に再び、そして新たに教職にチャレンジしていただくための相談会を実施したものです。昨年度末からこれまでに4回実施しまして、計14名の方から相談をいただきました。その成果として、今年度は1名、講師として現在勤務していただいております。次年度も新たに2名の方が——の勤務が予定されております。さらに、数年後にお子様が発達された段階で、まずは講師から始めたいという意向を示されている方々も3名いらっしゃって、将来的な確保にもつながっていると考えているところです。

2つ目につきましては、「未来の先生」ラボという取組です。これは市内の中学生に対しまして、将来の職業として教員を目指してもらえよう教職の魅力を伝える活動です。昨年度末に希望のあった中学校3年生【「中学校3年生」を「中学校3校」に発言訂正】に、指導課の指導主事が赴いて、教員のやりがいや仕事内容についてプレゼンテーションを行いました。市内50名以上の中学生が参加してくれました。この場には教育長にも出席いただいて、教職の魅力を熱く語っていただきました。今後も引き続き3校での実施を——今後、今年度、3校での実施を予定しておりますので、次世代の教員の誕生を期待しているところです。今後も市教育委員会として、人材の確保と発掘に向けた様々な取組を継続するとともに、任命権者である茨城県教育委員会と情報を共有連携しながら、未配置問題の解消に向けて粘り強く取り組んでまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） いろいろと取り組んでいただいているというのは耳にして、何か最近ちゃんと確保してくれてるんですよというのは、現場——学校歩くと、そういった声も実際受けていたんで——ああなるほどと思って聞いてました。教育長の教育論が始まると熱く語るだろうというのは常々、想像を逸しているというか——分かります。そういった、やりがいがあるよ、子どもたちと向かい合うって、こんないいことあるんだよという、それはやっぱり子どもたちの人生にも大いに関わってくる。今、なかなかコミュニケーションが取りにくいという世の中になってきているというふうに私も思いますので、そういう意味では、こういったことを機会に取り組まれるということは、子どもたちにも向けられるということは、とってもいいことだなというふうに思って確認をさせていただきました。以上です。ありがとうございます。

続いて、質問します。新川地区埋立て問題についてです。随分、もう今日は——今回4回目となります。先日、懇談の場が実際持たれました。しかしながら、いまだにすっきりしたとは言えません。懇談会の後もまた集会所に集まって複数の方と意見交換したりして、そうしたことを踏まえた上で、今回、また市民の声をもって、新川の——何人かではある

かと思うんですけれども、住民の声をもつての質問であるということを、改めて真摯に受け止めていただきたいと思います。12月の全協でしたか、改めて自治体職員としての心構えというのを、市長とか吉田総務部長から何かすごい真摯な発言もありました。私も元藤代町役場に勤めていた保育士としては、また改めて身が引き締まるというか、そういった思いをしたところですよ。全体への奉仕者として、そして市民の信頼を得ることを心しての、今回、答弁をお願いしたいと思います。「いつもと同じ答弁になります」なんて言わないで、一つ一つしっかり受け止めていただきたいと思います。

まず、地権者を含む地域住民は、環境保全等について不安を抱えております。次に、挙げた8項目になりますか、改めて挙げておりますので答弁を求めたいと思います。

まず1点目、事前協議説明会が新川区長そして個別に周知が行われなかった点についての所見を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、遠山議員の御質問に答弁をさせていただきます。本件につきましては、令和7年第4回定例会におきましても同様の御質問をいただいております。改めて答弁をさせていただきます。まず、本事業は事業者が茨城県の許可を受けて実施をするものであり、許可権限は茨城県にございます。千葉・茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づき提出された事前協議書について関係各課の意見を集約し、事業者に指導確認を行った上で、その結果を県に報告するものです。説明会の実施につきましては、同要領で定める地元地権者【「地元地権者」を「地元関係者」に発言訂正】である埋立て等区域の境界から300メートル以内に居住する住民、埋立て等区域の敷地に隣接する土地の所有者、埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者に対し、説明会を開催するよう指導をいたしました。これに対し、市が指導したとおり周知看板が設置され、看板に明記された日時に説明会が開催されたことを事業者から報告を受けております。さらに、双葉自治会、新川・笹山地区の3自治会役員に対しましても、事業概要の説明や資料の回覧など会員への周知に努めるよう、重ねて指導をいたしました。事業者からは、埋立て等区域の境界から300メートル以内の居住者への説明会、隣接土地所有者へは通知文を送付したこと、水路等管理者から施設使用承認書が提出されていることを確認しております。こうしたことから市といたしましては、事業者が当時の状況下におきまして可能な範囲で周知に努め、事前協議要領に基づく協議事項は実施したものと判断し、茨城県に報告をしているところです。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も12月定例会で、地元説明会を地元の方たちから求められていますということで、そこを前回も一般質問での落としどころというところ——言い方は変ですけど、そこを中心に一般質問に取り組んだわけです。そうやって先日、藤代庁舎のほうで説明会が行われましたが、今のまちづくり振興部長の答弁を聞くと、「ああ何で部長

来なかったの」って私言いたいですよ。部長もこの懇談会で直接市民の——新川住民の声を聴いたら、いろんな意見が出て、2時間——2時間半過ぎたかな。それでも収まらなくて、私たちは集会所でまた集まって今ここに立っているわけです、私が代表として。やっぱり市民の声をきちっと聴くべきですよ。職員から伝え聞いて、それで答弁書をつくったというか——つくったのを今読んだんじゃないんですか。もうちょっとリアルに受け止めていただきたいと思います。これは建設部長にも言うておきたいと思います。それ以上はいいです。とにかく、そこから不満を抱いてるんですよ、地元は。——不適切な発言ありましたか。大丈夫ですか。

○議長（山野井 隆君） 何も言ってないですよ。

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 感情的にならないようにしますけれども。続いて、「県事業」ってまた言ってましたけど、事前調整は市の職務となっているということを認識されているのでしょうか。この点、再度伺います。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） お答えさせていただきます。茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく埋立て許可申請を行う場合には、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議実施要領、こちらの規定に基づきまして、あらかじめ土地の埋立て等に関する事前協議書を知事に提出するものというふうにされてございます。また、知事は事業計画者から事前協議書の提出があった場合には、市町村長に当該土地の埋立て等に関する意見を求めるものとし、市町村長は意見書により知事に回答するとともに、その内容を事業者にも通知するものとするというふうに定められてございます。こうしたことから、事前に——事前調整ということで今、遠山議員からお話ありましたけれども、事前協議書、このことにつきましては市の職務であるというふうに認識してございます。そのため市では、平成30年7月12日に事業者から県に提出された事前協議書につきまして、取手市関係各課の意見を取りまとめまして、平成30年10月9日付で茨城県に回答をし、併せてその内容を事業者にも通知しているというところでございます。さらに、事前協議の実施要領におきましては、市町村長は事業計画者から土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載の上、事業計画者に返戻するものとするとして定めてございます。こちらの地元関係者等の調整状況調書につきましても、平成31年1月29日に事業者から提出されてございまして、この内容を確認し、書類に不備がなかったことから、平成31年4月26日、事業者はこの調整状況調書を返却しているというところでございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 一つ一つ返していきたいところですけども、そうやっていくとキリがないくらい言いたいことがいっぱいありますので、控えます、今日は。

次の3点目、令和3年12月9日建設経済……。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 申し訳ございません。先ほど私の答弁の中で、**県の要領を、この中で、「地元関係者」というところを「地権者」と言い間違えてしまいました。訂正をお願いいたします。**

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 地元関係者といえば、もう地権者は当然含まれるんですよね。——要領を読み上げたところということね。それが、地権者がとにかく、ないがしろにされてるところで不満が沸騰してるわけですから。その点はしっかり受け止めていただきたいと思います。

3 点目なのですが、令和 3 年 12 月 9 日、建設経済常任委員会で議案外質疑が提出され受理されました。当然、私たち——私もそうですけど、事前打合せが行われます。執行部から取り下げてほしいと要求した。で、地元に戻して相談をしたという経緯を、地元で確認をさせていただいております。その取下げ要求した理由について、伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。一般的に議案外質疑に関しましては、議員の皆様からの通告前後におきまして事前調査や趣旨確認が行われます。その結果、通告の修正等があると認識しております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 当時の担当職員の方、まだまだいらっしゃいます。ほかの部署に異動されているわけですが、実際、部長、確認はされたのかどうか、まずそれだけ伺います。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。一般的な議案外質疑の通告があった上での事前調査・趣旨確認というのが行われるというふうに私お答えしましたが、当時担当いたしました——担当者といいますか、当時の職員にもそういった旨の確認をいたしております。その中で、事前調査とか趣旨確認が行われたということは確認しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） その理由を知りたかったんですけれども、それ以上は言えないのかなということで、察します。それを受けて、地元の方たち、業者がやるっていった 8 項目——もう毎回取り上げてますけども、その 8 項目をまずしっかりやってもらえれば了解しようということでまとまったということで、取り下げたという経緯に至ったということを理解しました。それだけ、こういった事態を踏むというところは、市民から期待

されてるよということなんです。議会にかけなくても、執行部の皆さんにちゃんとやってねということで受け止められているだろうかというその点、期待されているんだよということをしっかり受け止めることは、言うまでもありません。

次の質問、過去に田んぼの中が白濁色になり供出米として出せなかった、こういったことがありました。また、聞いて回ると、「いや、そのときは自分は田んぼにも入れなかったんだ」とか、また、「今現在、排水問題で苦慮している」という声もあります。そういった稲作農業従事者の皆さんが迷惑を被ってるわけなんですけれども——受けてるんですけれども、その点に対する所見を伺います。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。新川地区において、新川グラウンドから東側の区域においては、農地として耕作されていることを認識させていただいております。御質問のありました、田んぼの中に白濁色の水についてですが、令和3年に進入路の造成許可地から、周辺の田んぼに白濁した水が流れているという御指摘を受け、令和3年7月及び9月に、茨城県職員による水質調査を実施しております。その結果、ペーハー値のほうに関しましては、6.4程度ということで中性を示しており、こちらは周囲の白濁していない水と同程度のペーハー値であることから、稲作の継続には支障がないと判断できる調査結果であると認識しております。また、その際、県からは、草木が溶け出すなどしたものではないかという——ものだと見られ、いわゆる再生路盤材由来のものではないという見解をいただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今、私も写真をここで提示しながら一般質問を行ってきた経緯がありますけれども、いまだに私は「エメラルドグリーンだ」なんて言ってますけれども、そういった水たまりが、——もうとにかく水がはけない、大きな水たまりが幾つかあるということは、当時は白濁色がすごかった——今でもそういう部分もありますけれども、ちょっとほかの地域ではなかなか、取手市内見てもこういったところは、私は見たことないんですが、ほかの地域にもありますか。

○議長（山野井 隆君） 質問ですか。

○23番（遠山智恵子君） ちょっと、ないよね。あそこ、新堀を埋めてからがいろいろちょっと変化が起きているということだけは、受け止めていただきたいなというように思います。それも一つの不安材料となってるわけですから。今、山田課長のほうからは、問題ないという分析結果というのでは確認をさせていただきますが、普通いろいろこう、ほかにはないなというところで、ちょっと不安を抱いているという認識は受け止めていただきたい。

次の質問です。埋設物の分析結果に環境規制対象の六価クロムの混入が明らかとなりました。その件に対する所見を——先日の懇談会とか説明会で、その点は「問題ないよ」「基準値以下です」なんていう説明は受けているんですけれども。ちょっと実は——そこは受けてるから、それはそれなんですけど。令和元年9月1日、私、ここでも言いました

けど、茨城県ですとか、あと建設部そして環境対策課に、それぞれ情報開示請求をしました。改めて不満・不安が残っているということで、改めていろいろ資料を見たんですよ。そうしましたら、令和元年9月1日付の取手市法定外公共物工事施工許可申請書に添付されている再生土の分析表があったんですよ。そこでは、六価クロムは不検出ということで……

[23番 遠山智恵子君資料を示す]

○23番（遠山智恵子君） （続）これ、執行部から頂いたものなんですが、そういうのが入ってたんです。なんで今になっての最近の資料では六価クロムが検出、幾ら微々たるとはいえ、何でそういうのが出てきちゃうのというふうに。最初に、これを入れます、安全なものを入れますよという、もう皆さん——もうここで名前を——名前は言わないでも、当時の業者からの資料では、そういうのが添付されてるんですが、そのとおりに新堀埋めて実際やれば何ら問題は起きなかったのかな、少しは。——と思うんですが、その点。この整合性、この違いについて説明ください。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。先ほど——今、御提示がありました情報開示における、法定外公共物のほうの施行許可に添付されていた再生砂——再生砂ですね。

○23番（遠山智恵子君） 「土」ってなってるよ。

○管理課長（山田哲也君） 再生土でもいいです。再生土なんですけども、こちらと今回再生路盤材は違う材料になってます。当初、あちらの造成に当たって、まだ埋立てのほうの許可が取り消されておりませんので、砂を使いたいという許可を——申請を出されたという経緯がございます。ですので、今回の再生路盤材と再生土は違うものでございます。今回なんですけども、今回分析結果で六価クロムの混入が明らかになったということで、御質問いただいている内容について答弁させていただきたいと思うんですが、令和7年8月12日に地権者と現在の施工業者、取手市の3者において、道路築造に関する現状や課題点について、協議の場を設けさせていただきました。その中で地権者のほうから、道路築造に使用されている路盤材において不適切なものが使用されているのではないかと、稲作をした際に懸念があるという御指摘をいただいております。3者間の協議後、8月28日に、現在の施工業者にて4つのサンプルを採取し、路盤材の分析を実施いたしました。分析におきましては、六価クロムを含む8項目において、土壤汚染対策法における特定有害物質の分析調査を実施したところ、その結果、いずれも基準値内であることを確認しております。また通常、道路などにも使用される再生路盤材に関しましては、微量ながらセメント由来の六価クロムが含まれております。今回の案件も施工業者より再生路盤材の分析調査結果が提出され、環境基準値内であることを確認し使用させていただいている状況になっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうすると、最初に提出したときの、こういうものを入れま

すよと言ったときかが——今現在、私ガラスが混じってる——きらきらきらきらしてるんですけどって。あと以前、これ何で磁石につくんだらうという、そういうこともこの議場で質問されました。そういったことを含めて、そういうもの変わった時というのはいつなんですか。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回、こちらの地区におきましては、当初、埋立ての許可を得て埋立てを行っていた経緯がございます。道路内に関しても埋立てをするという工事で当初は申請されております。しかし、埋立ての許可が取消しになっております。ということは、再生土は土砂に当たりますので、今回、再生路盤材で施工された状況になっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 県が取下げ——許可を取り消したんですよね。「その取り消したのは私だよ」って言うのが中村市長なんですからね。元県議の中村県議が地元に入って相談を受けて、県職員、市の職員、近隣のつくばみらい市とかね龍ヶ崎市の職員も入っての、そういった説明会というか、あったんですよ。それを受けて、やっぱり問題だよねということで、先ほど前段で述べた議案外質疑でちょっと確認しておいたらどうだという——説明会されなかったという地元の要望を受けて、そういった経緯が、流れがあるんですよ。そうした結果、ついに県が取り下げたという、そこに至ったという時点で、市のほうは、幾ら地元が要望——説明してほしいという要望書を持っていっても突っ返されたとか、議会でも取り上げないということが起きたりとか、そういったことが起きて今に至ってるんです。それで、業者が「8項目、じゃあ問題あるんだったら直します」と言ったものが、いまだにやられてないわけですよ。本当に怒り沸騰？心頭？しないのがおかしいくらいですよ。市民を力に——市民をバックにして、しっかり業者に指導していただきたいと思うんですけども。結局、今の路盤材——再生土から路盤材に変わったというところで、経緯というのは分かりました。ただ、そういったことも——県が取り下げたところのところですから、ましてや新川、新堀、牛久沼のほりですか、本当に広い地域ですから、エリアね。だから、しっかり経過を監視していただきたいと思います。あえて言うなれば、これまでの経緯を考えれば、行政側の職務上の不手際と言わざるを得ないと私は思っております。

続いて6番目、要望8項目の中の素掘りの排水路、4本のうち2本しか設置されていない件についての対応を伺います。

○議長（山野井 隆君） 管理課副参事、倉持哲也君。

○管理課副参事（倉持哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。令和7年第3回及び第4回定例会において、遠山議員からの一般質問でも答弁させていただいたところがございますが、令和4年度に当時の施工業者から提出された回答内容については、一部未完了の部分などもございます。令和5年12月より施工業者が変更となっておりますが、道路管理者であり法定外公共物所有者であります取手市といたしましては、現在の施工業者

とも、これまでの経緯や懸念事項を共有しつつ、今後も引き続き指導及び協議を継続してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 指導しているというのは再三聞いて——私は1年聞いてるんですけど、地元にしたらもっと前から要望してるのに、いまだ改善されてないところが多々あるということで、計画外——埋め立てられているという、それを理由に県は許可を取り下げたのに——取り消したのに、取手はそのまんまで、「指導してます、指導してます」で終わってるというのが、ちょっと解せないなと思うわけです。7点目に行きます。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） すみません、ちょっと一言お答えさせていただきたいと思えます。ただいま、管理課長それと管理課の副参事のほうから答弁のほうさせていただきまして、その中で遠山議員のほうから、行政の怠慢ではないかというような御質問もございました。これまで私もこの管理課の対応というものを、建設部長になってからいろいろと説明のほうは聞いておりまして、現状、確かに指導しているにもかかわらず、まだ指導をしている——到達したいレベルといいますか、地元の方が望んでいるようなところまで至っていないというところも、話のほうは伺っております。ただ、これは、やはり行政としての責任といたしましては、指導監督【「指導監督」を「指導協議」に発言訂正】していく立場にはございます。こういったところは、引き続き、事業者に対して説明のほうはやっております。なかなか現場のほうが動かないところというの、確かに少しあるかとは私も現場のほう見ておりまして認識しておりますので、そういったところも含めて、引き続きしっかりと管理課の職員は指導監督【「指導監督」を「指導協議」に発言訂正】していくというふうに今回答弁させていただいておりますので、その点は遠山議員、御理解いただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 最後、せっかく出向いていただきました農業委員会会長、そこに行きます農地法の一時……

〔チャイム音〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）今のは分かりましたから。今、一時転用（仮置き）と聞いてますけれども、資材置場が法外の高さにまで積まれて、今、山となっています。令和6年3月期限で原状回復することになっている件について、伺います。私、合併して改めて医師会病院の下——何ですか、山、あれ産廃だと聞いてるんですけども、何かあれと似たようなものになりやしないかと心配なんです。そういう意味で、再々度、質問しております。答弁お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

農業委員会会長、海老原丈夫君。

〔農業委員会会長 海老原丈夫君登壇〕

○農業委員会会長（海老原丈夫君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。御質問のとお

り、農地法の規定に基づき一時転用の許可を受けた当該地につきましては、許可期間が3年間の一時転用であることから、令和6年4月に期間が満了しております。その後、期間延長の申請もなかったことから、利用は終了しております。したがって、当委員会としましては、期間の終了する頃から事業者と数回にわたり相談を行い、また事業者の諸事情も伺いながら原状回復に向けた是正指導を行っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 時間がなくなったわけなんですけども、会長ありがとうございます。取手の農政を担っていただいているということで承知しております。

最後、これだけ問題がある中で搬入路の申請許可、また例年のように受けるのかなと心配していますが、このエリアは首都圏近郊緑地保全法の施行細則に取手市が該当し、縛りはないということなんですけれども、事前協議の上、意見として配慮を求めてきましたということで。そうした点からも、こういったるる問題がまだまだ解決してないこと、また疑問に……

〔チャイム音〕

○23番（遠山智恵子君） （続）思っていることが多々あるわけなんです。そういう意味では、地元住民の要求は将来を見据えて環境保全に、ぜひとも執行部としては取手市行政としては傾注して、業者に対し取手市行政として監督指導していただきたい、この点をまず時間がなくなる前に申し述べておきたいと思えます。

じゃあ、また許可するんでしょうか、その点、止めていただきたい。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。令和7年第4回定例会において、遠山議員からの一般質問でも答弁させていただいたところでございますが、新川地区につきましては、令和2年4月に茨城県の埋立て許可を受けております。その際に、許可範囲及び許可区域への仮設搬入道路に取手市が管理する取手市道及び法定外道路も含まれていることから……

〔チャイム音〕

○管理課長（山田哲也君） （続）道路法第24条及び取手市法定外公共物管理条例第4条の規定に基づき、取手市の許可を受けた施工業者が工事を実施しております。茨城県の埋立て許可取消し後においても、令和5年12月から施工業者が変更となっておりますが、自社用地活用のため継続し、許可を受け工事を実施している状況になっております。道路築造に関する許可につきましては、許可期間を1年間とし、毎年許可を更新しております。許可内容につきましては、区域全体の活用として計画の見直しが完了していないことから以前の許可内容と同様になっておりますが、事業計画の見直し及び道路築造においても、計画の見直しをするよう条件を付し指導を行っているところでございます。申請内容の見直しに当たっては、今後も計画内容の確認をしつつ、地域の現状を照らし合わせながら精査した上で判断していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 補足ですか。

建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） 申し訳ありません。先ほど私、遠山議員への答弁の中で、事業者に対して「指導監督」というふうに申し上げました。これを「指導協議」ということで訂正のほうさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

またここで、教育委員会、鈴木参事より発言を求められておりますので、これを許します。

〔「訂正多いなあ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 教育参事、鈴木邦弘君。

〔教育参事 鈴木邦弘君登壇〕

○教育参事（鈴木邦弘君） 教育委員会、教育参事の鈴木です。大変申し訳ありません。1点訂正をお願いいたします。先ほど私の遠山議員の一般質問に関する答弁の中で、市の2つ目の取組の先生ラボの中で、希望のあった「中学校3年生」と説明いたしましたが、正しくは「中学校3校」となります。訂正をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。失礼しました。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時04分休憩

午後 2時06分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一でございます。本日は傍聴にお越しいただきました皆様、またYouTube配信で御覧になられている皆様、誠にありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問いたします。まず近年、スケートボード・BMX・3x3バスケットボールなど、いわゆる都市型スポーツと呼ばれる分野が広がりを見せ、2021年の東京オリンピック以来継続され、2028年ロサンゼルスオリンピックでも正式競技として実施されることが決まっております。ここで今回、若者世代の都市型スポーツを含むスポーツ環境の整備ということで質問させていただくんですが、この都市型スポーツということにつきましては、これから先の私の思いも含めて、まず、今抱えている矛盾点など御説明させていただかなければいけないと思っております。まず、画像も出したいと思っておりますので、席を移動させていただきます。

〔6番 佐野太一君質問席に移動し資料を示す〕

○6番（佐野太一君） まず、スケートボード・MBX・3x3バスケットボールと呼ばれる都市型スポーツについてなんです。これは、スケートボードのパークと呼ばれている施設になります。これ、架空のAIでつくった施設なんですけども。続きまして、こ

れがストリートという施設になります。やっぱり競技種目が皆さん御存じのように違うんですよね。ちょっと似たような感じですが、これがストリート、もう一つ、これBMXのパークということで、先ほどのスケボーのパークと比べると少し大きめのものがあります。こういった形で、飛んだりですということになってるんですけれども。先ほど私が言いました都市型スポーツの抱えている部分という矛盾、これは皆さんにお伝えした上でこれから私の思いをお伝えしたいと思っておりますので、申し訳ありませんが、少し語ります。「都市型スポーツ」という言葉は、東京オリンピック以降、非常に華やかなイメージで定着しました。しかし、実態は都市型ではないという矛盾を抱えているのが現状です。なぜ都市型という名前を持ちながら、実際には都市で成立しにくくなっているのか。3つあります。

1つは、場所の矛盾。都市から追い出される競技となっています。本来スケートボードやMBXは、町なかの縁石や手すり、段差といった、既存の都市のインフラを遊び場に変えるカルチャーから生まれました。しかし、現在の都市部では以下のような制限が厳格化していつています。排除のアートですね、スケートボードが滑れないように手すりに突起をつけたり、ベンチに仕切りを設けたりする設計が、今どんどん増えております。

もう一つは、禁止の増殖です。公園や駅前広場にはスケボー禁止・球技禁止の看板が建ち並ぶところも多く、文字どおり、都市の中から競技者——彼らの居場所はなくなってきています。そして、専用施設の郊外化ということで、そのためトラブルを避けるため、自治体が造る専用パークなどを造っていただいている自治体もあるんですが——は、騒音対策などの理由から市街地から離れた高架下や埋立て地、郊外の遊休地に設置される傾向にあります。結果、都市型と言いつつ、車がないと行けないような非都市的な場所に隔離されている現状があります。

そして、公共性の矛盾。観るスポーツとやるスポーツの乖離ということがあります。イベントとしてのアーバンスポーツ、いわゆる都市型スポーツは、都心のビル群や広場に特設会場を造り、非常に都市的な演出で競技が行われることが多いです。しかし、日常の練習となると話は別です。イベント時のみ都市型ということで、大会中だけは町のシンボルとして歓迎され、盛大に大会が行われることが多いのですが、同じ場所で練習することは、許可されることはほとんどありません。また、3x3バスケットボールなどの壁の問題もあります。バスケットボールも同様で、都市部で騒音や振動を気にせずシュート練習ができるゴールは極めて少なく、結局は、民間のインドアコート、例えば倉庫などをリノベーションした場所や郊外の公園に頼らざるを得ません。

3番目に、カルチャーと競技化のギャップです。都市型スポーツという呼称自体、アーバンスポーツとも言われてますが、若者層を取り込むために戦略的に広めた言葉とも言われています。言葉のひとり歩きがあります。もともとはストリート——路上での文化でしたが、オリンピック種目になったことで、ルール・審判・施設基準が整備化され、競技へと変貌していきました。ストリートの創出、競技として上を目指すには、整備された専用のパークでの練習が不可欠です。もはや町なかで自由に表現するという都市文化としての側面よりも、決まった施設で技術を磨くという従来の体育的な側面が強まってきており、

その場所はもはや都市の路上である必要がなくなってきております。都市型スポーツという名前は、今や都市の風景を背景に使うと映えるスポーツという意味に限定されているともやゆされており、若者が都市の日常の中で自然に親しめるスポーツとしては、むしろ都市から遠ざけられているというのが、皮肉な現実です。

そこで、なぜ私がこれを話したかといいますと、そういう背景もありつつ——話を戻しますが、今回、私は質問を取り上げるに当たり、市内の北浦川緑地のスケートボード場に何度も足を運びました。その際、多くの利用者にお話をお聞きすることができました。大人の方もいましたし、小中高生、またその保護者の方からもお聴きすることができました。お話を聴けた皆様、ここで改めまして御協力いただきましてありがとうございました。今日は、その方々のたくさんの思いをもとに質問させていただきたいと思いますが、今みたいな矛盾、これを何とか変えていかなければいけないという思いもございます。そして、市民や競技者の皆様、多くの方からの声をお聴きした中に、スケートボードなどのスポーツを盛り上げたいという気持ちはあるものの、その声をどこに届ければいいのか分からない。また、それを誰がどのように、そういったスポーツを決めているのかも分からない、という声を伺いました。それらを踏まえまして、都市型スポーツを含む新たな分野について、本市がどのように位置づけ、どのような基準で判断し、今後どのように向き合っていくのか、その構造を確認させていただきたいと思います。ぜひ、本市にも関心を持っていただきたい、そういった気持ちで質問させていただきます。

まず初めに、政策上の位置づけです。都市型スポーツと呼ばれる分野について、本市は政策上どのように位置づけているのか。都市型スポーツを政策対象としてどの部門が所管し、どの政策決定の枠組みの中で扱われているのかを、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは佐野議員の御質問に答弁させていただきます。議員から御紹介ありましたとおり、スケートボードやBMXといった都市型スポーツにつきましては、昨今の国際大会での日本人選手の活躍等もありまして、特に若い世代を中心に、新たなスポーツ文化としての広がりを見せているものと認識しております。政策上の位置づけということですが、スポーツ振興事業につきましては、とりで未来創造プラン2024において、重点施策として、生きがいやつながりを持てる社会の実現を掲げ、スポーツの振興を着実に進め、市民の多様なニーズや期待に対応できるよう、特色ある各種取組を展開しているところでもございます。スポーツ推進委員やスポーツ協会と連携しまして、市民が気軽に参加できるスポーツ大会を開催し、市民の健康増進と市民同士のつながりを図っているところでもございます。スポーツ施策は、全世代向けのスポーツ振興や施設整備が中心となっておりますので、若者世代の都市型スポーツ——今、御提案いただきました都市型スポーツ等につきましては、今現在、政策的に位置づけているところではございません。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ではちょっと確認です。政策、個人についての部門・部署・所管に関しては、スポーツ振興課でよろしいということをございましょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） スポーツ自体の振興ということであればスポーツ振興課が所管なります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 政策上の位置づけという点においてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 政策上の位置づけということになると、スポーツ振興課単体ではなくて、取手市全体の政策の中でどういうふう位置づけるかということになると思います。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これ私、通告で既に政策上の位置づけという名目で通告させていただいています。それを踏まえた上で今ご答弁いただいたと思うんですが、今の御答弁いただいた内容からしますと、政策上の位置づけという点では、スポーツ振興課、教育委員会だけの御答弁だけでは足りないのかなというふうにも感じますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。先ほど担当課長からもありましており、スポーツ振興という位置づけであれば、当然教育委員会のスポーツ振興課でもありますし、その施策ということになりますと、やはり様々なスポーツ等もありますし、一概にどこが所管ということよりも、全庁的な取組になるかと思っております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました、というよりかちょっとよく分からないんですけど。じゃあ次に参ります。次に、スポーツの環境整備の必要性及び優先順位を決定する際の判断基準と意思決定の過程についてお伺いしたいと思います。本市において、新たなスポーツ分野が広がりを見せた場合など、その必要性や優先順位はどのような基準に基づいて判断されるかを、明確にお示しいただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） まず、スポーツ振興課所管のスポーツ施設を含んだものとして答弁させていただきます。現在、市内には総合的なスポーツ施設といたしまして、TAC取手グリーンスポーツセンターとFUYOUアリーナ藤代（藤代スポーツセンター）がございまして、TAC取手グリーンスポーツセンターは、5万平米と広大な敷地の中に体育施設2つを備えるほか、柔剣道場、弓道場及びトレーニングルームや屋内プール、遊水プールを備えて、年間約32万人の利用者数を誇り、市内外の皆様に親しまれる施設となっております。また、FUYOUアリーナ藤代（藤代スポーツセンター）につきまし

ても、体育館、ピクニック広場、クレイ広場、砂入り人工芝張りの全天候型のテニスコート、ナイター施設のある野球場を備え、年間約6万人の利用者の方々に親しまれております。このようなスポーツ施設整備につきましては、市民の健康増進、子どもの健全育成、地域コミュニティの形成、さらには交流人口拡大による地域経済の波及効果など、多面的な行政目的を有する基盤施設であると認識しております。その上で、都市型スポーツも含め、優先順位の判断に当たっては、安全性・緊急性を最優先とし、利用実態や政策との整合性、費用対効果、地域バランスなどを総合的に勘案し、計画的かつ持続的——持続可能な施設整備や施設の改善に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。そうしますと、その判断基準は分かりました。その意思決定の過程は、スポーツ振興課だけではなく、ほかの全庁的な部分も含めて意思決定の過程が存在するという事なんですか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 政策的ということになりますと、予算づけとかやっぱり必要になりますので、そういった中でもし政策経費として上げるのであれば、市の中でその優先順位をつけてって実行していくという形になると思います。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。市内には判断の対象の範囲ということで、先ほど既存の施設、御答弁いただきましたが、市内には、今おっしゃられた既存の施設のほか、ホームページによると大小広さは様々ですが、200を超える公園等があります。ほかに市内には、河川空間や市が持つ市有地、治水地や調整池、調整池？調節池？など、また、有事と平時で使い分けが可能ではないかと考えるような土地も含めて存在しております。これらの場所は検討対象になり得るのか、市の考えをお示してください。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。ただいまの御質問の中で、市内200を超える公園、それと排水調整池というんですかね……

〔「治水」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（渡来真一君） （続）治水——という御質問がございましたので、まず、公園関係について、私のほうからお答えのほうはさせていただきたいと思っております。冒頭で佐野議員のほうからも御紹介いただきましたように、都市型スポーツという名前ではありませんけれども、やはりいろいろな都市の中でそれをやっていくということになりますと、課題というものがあるかと思っております。我々として今一番これが、音というものが大きな課題だろうなというふうには感じております。スケートボード等に関しましては、御存じのとおり、このボードの音というんですか、この音が鳴りひびく種目がありますので、こういったものが課題であるというふうに感じております。こうした中で、現状の公園施設の中で

可能な範囲でこういった競技に楽しんでいただけるような環境整備ということで、2点挙げさせていただきますと、佐野議員からも御紹介いただきましたように、まず常磐線の利根川橋梁のすぐ付近にあります取手緑地運動公園、こちらの駐車場の一角を利用いたしましてバスケットゴールを設置いたしまして、中学生・高校生といった若者を中心に多くの方に利用されております。また今は北浦川緑地ということで御紹介いただきましたけども、御存じのとおり、こちらの北浦川緑地ですけども、周りが田んぼに囲まれておまして、付近にも住宅が少ないといったような環境になっております。当時、スケートボード人気の高まりを受けまして、平成16年にスケートボード場が設置されております。佐野議員も現場のほうに行っていたということなんですけども、現在も多くの方にこちらでも御利用されて、にぎわいを見せているということでございます。さらに、昨日の杉山議員への答弁の中でも述べさせていただいたんですけども、この北浦川緑地をより一層活用するため、茨城県のほうと協議を行いまして、バスケットボール競技の一つであります3x3の専用コート、こちらの整備を現在進めてきておまして、今年度中には2面のコートが完成する見込みとなっております。こうしたように、都市型スポーツ施設の環境整備といたしましては、立地適性やニーズの高まり、競技人口など、総合的なものを判断基準といたしまして、公園担当課のほうでは整備をしてきた経緯がございます。

続きまして、排水施設のほうにつきましては、この後、排水対策課長のほうから答弁のほうはさせていただきますと思います。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 傍聴席の方に申し上げます。傍聴席では、飲食と喫煙も禁止されております。水分補給等が必要な場合は、議場の外でお願いいたします。

答弁を求めます。

排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいまの佐野議員からの御質問の中で、調整池についてはどうなのかということで答弁させていただきます。調整池の主な目的としましては、大雨時に河川へ流れ込む雨水を一時的に貯留し、川の急激な水位上昇を抑えることとなります。あわせまして、洪水時の最大流量を軽減して下流への氾濫を防ぎ、浸水被害を抑えるといった防災機能もございます。現在、排水対策課が管理している調整池は市内に22か所ありまして、このほとんどが住宅地の中、もしくは隣接する場所に位置しております。これは区画整理や宅地開発による流出係数の上昇、つまり降った雨が地面に浸透せず管路や側溝を伝い河川に流れる割合が高くなることを起因して発生する内外水の氾濫を防止するためです。そのため、既存の調整池に都市型スポーツ施設を兼ねるハード整備を行うことにより、雨水調節機能が低下し、住宅地への浸水被害の深刻化が懸念されております。また、機能面のほかにも、都市型スポーツという若者に人気のスポーツが楽しめることで、人々のにぎわいと交流の空間が創出される反面、利用者の会話やスケートボード、BMXなどの走行音による騒音問題につながるリスクもはらんでおります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。雨水対策という面でなかなか難しいという点は理解させていただきました。ただ、騒音の課題がある雨水対策問題が何かクリアできるのであれば、騒音の課題がある場合、立地選定や防音対策、利用時間の設定など、対応策を検討するということはできるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。住宅地の中に――調整池そのものが住宅地の雨水――洪水を抑制するために調整池を造るというようなことから考えますと、調整池自体が有効利用が――複合施設ということで、そういった都市型スポーツを兼ねるということになってしまいますと、やはりどうしても調整池そのものの機能が損なわれるといったことが一番の懸念材料となっておりますので、そういったことから考えますと、非常に難しいかなと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。全国的には、有事の際と平時の際で、そういったところを設置して使い分けるような取組というのも行われていることも事実です。あえて質問ではありませんが、そういった施設などをちょっと1回探ってみていただいて、どんな取組、もしくはどういった形でやられているのかということ、ちょっと知見の意味でも知っていただければというふうに思います。

次に参ります。今後についてです。今後、これまで――ここまで示された内容を踏まえて、都市型スポーツを含む新たな分野について、今後どのような方針で取り扱っていくのか、市としての方向性をお示しいただくとともに、市民の声がどのように受け止められ、どのような基準で判断されるのか、その過程が市民に説明できるものであるかという視点から、今後のお考えをお答えいただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 佐野議員の御質問に御答弁させていただきます。まず、私ども所管しておりますTAC取手グリーンスポーツセンターは平成2年、FUYOUアリーナ藤代(藤代スポーツセンター)は平成5年のオープンから、両施設とも30年以上が経過しております。老朽化が進んでいることから、維持管理費や修繕費にかかる費用が増大している状況であります。このように老朽化が進む社会体育施設については、計画的な修繕・改修を実施し、安全の確保を最優先に取り組み、あわせて照明のLED化など省エネルギー化を進め、施設の維持管理コストの抑制と環境負荷の低減を図りたいと考えております。佐野議員がおっしゃっているように、多様な利用者のニーズへの対応につきましては、既存の施設を利用しながら、競技スポーツのみならず、健康づくり、ニュースポーツなど多様化する市民ニーズに対応できる施設運営を目指したいと考えております。また、学校体育施設と地域の連携強化として、学校体育施設やグラウンドの開放事業もより効率的に実施し、地域クラブの活動の受皿として機能を強化し、部活動の地域展開を見据え、学校と地域団体との連携体制を整備していきたいと考えております。以上でございます。

す。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） すみません。1個前で聞けばよかったですけど、北浦川緑地のスケートボード場について、今後についてということも含めてここでお聞きしたいと思います。しばらく——私、見に行ったところ、大分老朽化している状況が続いています。過去にも議員さんたち一般質問をされていて、その都度取り上げておりました、結構古い話だと平成——2021年などからも話が出ているんですけども。これは、聞くところによると、2004年——平成16年にスケートボード場が開設して、指定管理者に市がなったのが2006年——2年後の平成18年というふうにお聞きしています。それ以降、整備という形では補修など大々的に行われた経緯とかがあるのでしょうか、まずそこを聞きたいと思いません。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。現在、スケートボード場につきましては、バンクやボックスなどセクションが6基設置されております。こちらが今ご指摘いただきましたように、設置から年数が経過しておりまして傷んできていることは承知しております。こちらにつきましては、現在のほうに路面の敷き替えを含めまして、セクションの追加・修繕等につきまして協議をしております、セクションが傷んできていることは、情報を県とも共有させていただいております。こちらにつきましては、セクションの追加等を行うに当たって、路面の敷き替えを一体で行うことが効果的であり、費用面でも有利ではないかと思われますので、その辺りも含めて県は検討されているのではないかと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） すみません。私の質問では、今まで大きい修繕をされたことがあるのかどうかということ、ないということになるんですかね、1回も。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。大きな修繕というのは特になく——増設はございましたけれども、大きな修繕というのはこれまでございませんでした。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） たしか私の記憶だと令和4年ぐらいから、前の石井めぐみ元市議のほうからの質問の中で修繕の依頼なんかたしかあったかと思うんです。それから数年結構たっておりますけれども、この数年間の間、要望をするということで県に伝えるというお話でしたが、こんなにかかるものなんですか。本当に何年たってるんですかね、5年ぐらいたってるんですけど、5年かかってもまだ要望が通らないということ、このペースなんですか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。先ほど答弁させていた

だきましたけれども、路面の敷き替えも一体で県のほうにお願いしておりますので、そこら辺と一体でやるのが効率的であり、予算面でも効果が大きいのではないかとということで、県のほうは判断されているのかと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。これちょっと建設委員会でまたやりたいと思うんですけども。実際に市民の方——利用者の方からの要望としては、やっぱりそこをしっかりと修繕してほしいというだけではなく、見直しをしっかりと行ってほしい。今日ちょっと写真をあらかじめ用意してお見せできなかったんですけど、もう、はがれたり、めくれたり、結構すごいんですよ。競技をやるセクションというレールというの、もう曲がっちゃって、でもこれ素人のレールじゃなくてプロ級のレールだって、かなりの上級者の方じゃないとできないなんていう、——その方も上級者なんですけど、上級者の方が言っていたという経緯がありますので。今の現状は、とてもじゃないですけども、本当に小さいお子さんから大人までが楽しんでできるようなスケート場ではなく、お子さんであれば、傷みだとか、そういったものに注意しながら保護者の方が気を遣いながらやって、大人であれば、なかなか曲がったり、よれてたりするところをくぐり抜けながらやるというような上級者向けの、そういったスケート場になってしまっているということ。それでもあそこがあるということは、皆さんが本当に楽しんでいて、多くの方が利用されていて、その実態だけはあるということは強くお伝えをしてこの質問を終わらせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

〔「県会議員に言わなきゃだめだよ、県会議員に」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐野太一君） 続きまして、農福連携及び本市の障がい者就労支援の在り方について伺います。農福連携とは障がい者——障がいがある人をはじめとする多様な人が、農林水産業の分野で活躍をすることを通じて、持続可能な共生社会を生み出す取組です。農福連携の詳細は後ほど各所管の部署から多分ご説明があると思いますが、本市には、障害福祉計画というのがあります。今は第7期になってるんですけど、7期ですね。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） こういったものがありまして結構厚いです。その前が6期というのがあって、私これ読ませていただきました。結構厚いんで時間かかりましたけれども、この障害福祉計画の中で第6期障害福祉計画では、「農福連携ビジョンを踏まえた更なる推進」という明記がされていまして。一方、現在進行中の第7期計画では、その明示的な記載は見当たりません。まず、現状を確認しその上で本市の障がい者就労支援の戦略と実効性について伺いたいと思います。そこでまずお伺いいたします。初めに、本市の農政における農福連携の現在の取組をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、佐野議員の御質問に答弁をさせていた

だきます。ただいま議員のほうからも御紹介がございました農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現をしていく取組だと認識をしております。また、障がい者等の就労や生きがいの場を生み出すだけではなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあると考えております。連携につきましては、本格的な就農・就労からレクリエーション的な農業体験を行うものまで様々な取組があり、また、連携を行うための実施形態といたしましては、障害者福祉サービス事業所による農作業請負や障がい者を直接雇用する方法があると確認をしております。詳細について把握はできていないところなのですが、取手市でも幾つかの法人が障がい者に作物等の収穫、自己消費野菜の育成等の農作業を行ってもらおうといった試みを実践しているというお話も伺っています。

一方で、農福連携事業には課題も多く、農業者側の福祉的知識や経験の習得、また安全面における注意や配慮、またそれにかかる費用の負担増などが考えられるところです。今後、先進地の連携の動向を注視するとともに、取手市の実情に合った農福連携が実現可能かを含め、関係各課及び福祉事業者・農業団体・農業者との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。ありがとうございます。それでは、具体的な事例だとか課題、今後の農福連携の可能性についてをお伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。まず、近隣自治体の取組状況、これを申しますと、つくば市内の民間事業者が実施していることを確認しております。仕事内容は、主に葉物野菜のパック詰めやハウス周りの草刈りといった作業を行っているようです。水稻作業についての実績はないと確認しております。取手市の農業の現状は、耕作面積の約97%が水稻となっており、その大部分が5ヘクタール以下の中小規模の兼業農家といった構成になっております。水稻作業の工程の大部分は、機械を使用する作業が多くあったり、農薬や化学肥料の取扱い、また作業を行う状況が水路わきであったり、足場がとられやすい圃場であるため、安全面での確保や整備がされていないといった問題があります。そういった難しい条件下ではあると思われませんが、その他の農作物の種類によっては、工程作業の中に参入できる余地やニーズがある可能性もあるため、農業団体や農業者の声を伺いながら、連携の可能性を模索してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。それでは次に、障がい福祉行政での農福連携での現状をお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。障がい福祉分野での農福連携の現状についてお答えいたします。当市におきましては、障がいのある方々が、地域の中で安心

して働き、生きがいを持って生活できるよう、多様な就労機会の創出を重要施策として位置付けております。農業分野における就労支援におきましても、多様な就労機会、社会参加の促進として認識しているところではございますが、当市では水稻栽培を中心とする農業形態であることから、従来の果実等野菜の栽培を前提とした農福連携のモデルの導入については、障がい福祉サービスを提供する事業所側の人員不足や、障がい者の障がい特性等に合わせた就労作業の細分化が進められていない等の課題があるのが現状でございます。茨城県においては、共同受注センターにおいて農福連携を推進しておりますが、現在のところ、市内農家のうち同センターに業務を発注している農業者はなく、受け手である障がい福祉サービスの事業所との仲介も進んでいない状況です。今後は関係機関との意見交換を重ねながら、障がい福祉サービスの事業所や農業者のニーズを把握し、当市に適した形での連携の可能性を検討してまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。農福連携の記載があった第6期計画期間中、農福連携についてはどのような取組とどのような成果検証などを行ったか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。第6期の計画の中で農福連携を書かせていただきましたが、実際には農福連携の取組は行っておりません。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） またその関連ですが、第7期計画において明示的な記載を行わなかった判断の経緯と、その根拠をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。第6期障害福祉計画につきましては、令和5年5月に農林水産省と厚生労働省が共同で策定しました農福連携推進ビジョンを踏まえまして、国の基本指針の説明の中で、就労支援の一環として農福連携に触れております。一方で、第7期計画につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供体制や、見込み量の確保に重点を置いた構成としたため、個別の政策名として記載は載っておりません。しかし、これは取組自体を縮小・廃止したわけではなく、農福連携を含む多様な就労機会の確保につきましては、引き続き就労支援対策の中で取り組んでいきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。実際に、国は農福連携ビジョンというのは進めている——継続しておりまして、やっぱり地域によってかなり違いが出てくると思います。農福連携が、本市では課題もすごく多くて、難しい取組ということは理解しました。しかし、水稻以外にも農業を全くやってないわけではなく、御答弁いただきました中の連携の可能性の模索や検討は、改めて始めていただけるとのことでしたので、農政も福祉のほうも、ぜひとも今後とも第一歩・第二歩を進めていただければと思いますので、ぜ

ひよろしく申し上げます。

そして、そうなりますと、本市の障がい者への就労支援はどうなっているのかということになります。今回私は、障がいのある方やその御家族、また関連団体の方からも切実なお話をお聴きすることができました。その思いをもとに本市の障がい者就業支援について伺いたいと思います。まずは、障がい者の雇用を創出する取組についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの佐野議員の御質問に答弁いたします。当市におきましては、先ほど来触れております農業分野に限らず、地域産業全体との連携や市役所業務の切り出し、施設外就労の拡充などを通して、障がいのある方々への就業機会・就労機会の拡充や、工賃向上を図ることが大変重要であると考えております。地域産業全体との連携といたしましては、令和6年度に障がい者の就労に関する課題等について協議を行う場である取手市自立支援協議会の就労応援部会におきまして、取手市商工会の会員企業様に対し、障がい者の就労に関するアンケートというものを実施しております。本アンケートは、障がい者の就労現場における課題や雇用者側の悩みなどを把握することにより、障がい者の雇用機会の増進につなげることを目的に実施したものです。アンケートの結果からは、障がい特性の把握や適切な業務内容の検討、就労定着率などへの不安、設備・環境等安全面の配慮等に課題があることが分かってまいりました。また、アンケートの後に協力を得られました企業様と連携し、就労系障がい福祉サービス利用者に向けて企業見学会を実施することにより、障がい者の勤労意欲の向上を図るなどしております。今後も、商工会また近隣自治体・企業・ハローワーク等ときちんと連携いたしまして、障がい者の雇用に関する課題の解消や障がい者の雇用機会の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。また、そのほか当市におきましては、障がい者優先調達推進法に基づき、市が物品や役務を調達する際、就労継続支援事業所等から優先的に発注を行うものであり、障がいのある方々への安定的な仕事の確保と工賃向上につながる重要な施策として推進しているところであります。具体的には市役所内の封入作業、印刷業務、清掃や軽作業、物品購入や記念品の発注、イベント関連業務などについて、市内の就労継続支援事業所へ発注を行うことにより、作業内容の充実と受注の安定化を図っております。今後は、優先調達の対象業務のさらなる掘り起こしや、庁内横断的な発注体制の強化に努めるとともに、障がいのある方々が継続して就労できる環境の整備にさらに努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。多くの取組を行っていただいているということはよく分かりました。ありがとうございます。それで今、部長の御答弁にありましたアンケートの実施、またそこから波及した様々な取組、見学会などがございますですね。その実際の雇用——それに応じてその波及した成果、実際の雇用増があったとか、売上げが上がったとか何か、数的な成果みたいなものがあれば詳しく教えてください。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。就労支援の成果というところでございます。——アンケートじゃなく、全体のということによろしいでしょうか。

○6番（佐野太一君） 部長がおっしゃられた取組の中から、例えばアンケートなどを含めた取組の中での具体的な成果、例えば雇用が増えたとか……。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そういことです。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。実際にそのアンケートでそれに対する——それに対して就労につながったというものは、実際のところはありません。ただし、全体的なものから御報告させていただきますと、茨城労働局の障害者雇用状況の報告からしますと、令和7年6月1日時点の茨城県内の雇用者数は6,895人でございます。前年と比べて2.68%、180人増加している状況でございます。過去最高値を更新している状況です。実雇用率は約2.32%であり、1,905企業のうち法定雇用率を達成している企業の割合は46%でした。また、雇用されている障がい者数は、身体障がい者が3,698人、前年と比べまして5.1%増加しております。知的障がい者が1,723.5人、前年と比べまして1.5%の減です。精神障がい者が1,473.5人、前年と比べまして1.9%の増でございました。取手市内の就労支援事業所を利用し一般就労へ移行しました障がい者は、令和5年度で16人、令和6年度で34人、令和7年度で——1月現在でございますが、22人という状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。数値、お調べいただきまして、実際にこれ何年ぐらいの数値というのが出てるのかということも知りたいんですけども、この数値や推移に対する市の評価、これまで取り組んできた増加に対する評価ですよね——例えばこれがもっと検討の余地があるとか、まだまだできるとか、いや結構頑張ってるのかという数値の推移、これなんかはどういう評価をその数値から見てされていきますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 数値につきましては——取手市内の数値に関しましては、先ほどもお伝えしましたが、人数が多い少ない、どのような判断になるかということもございますし、また絶対数があまり多くないので、その数値そのものに対する評価のほうはなかなか難しいところではございます。ただ、数値的なものとしましては、例えばですが全国的な傾向として、1年後の就業の定着率が5割から7割となっているということも聞いておりますので、そういった問題点について我々としましては、数の確保のみならず、就労後の定着が大変重要であるとも考えておまして、引き続きまして、市としても就労定着支援サービスの活用促進や質の向上、また医療・福祉・企業の連携強化、こういったものを通じて、就労の定着に向けた支援にさらに取り組んでまいりたい、このように考えているところです。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。就労移行事業所というのが、A型・B型

というのがあります。就労移行者というのが、そこから企業に就職した数——方々ということですが、このA型・B型から一般就労へ移行された方の数値というの、ぜひ今後も追いかけていっていただきたいと思います。どれだけ市内の事業所から、そうやってステップアップしていったのか。一般企業に勤めたというカウントは取れたものの、それが例えば1日後、1か月後に、どれだけ推移して減っているのか。50人就職しても少し時間がたてばゼロだったということでは、やっぱり駄目ですね。そういったことの推移みたいなものも、しっかりと追いかけていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

そこで、就労支援といいましても、私が確認したいのは、どのような戦略の下で進めているかという点もございませぬ。本市としての障がい者就労支援の全体の戦略——すなわち、どの成果を重視するのかということと、その数値——目標値、あと障がい者福祉の中での優先順位、それぞれあると思います。あと支援の成果を図る支援の評価方法、これなんか——こういったものも、ぜひちょっと押さえておいていただきたいんですけど、今現在、こういったものは明文化されておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。明文化した数値化はしておりませぬ。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひとも、そういった数値をしっかりと押さえていただくことで、やはりどういう流れで各事業者さんが頑張っているか、また何か問題点があれば、その数値から見える部分というのもありますので、ぜひ今後ちょっと御検討の中に入れていただいて、数値、しっかりと押さえていっていただきたいと思います。

A型・B型事業所では、通所者に提供する仕事は基本的に各事業所が独自に確保していくものだと思っておりますが——合ってますかね、それゆえに仕事量や仕事内容に事業所格差が出たり、仕事の種類が少なく利用者に見合った仕事内容がなかったり、利用者が選択できていないなどの不自由な実態も見受けられます。農福連携もそうですが、もはや各事業所だけで何とかなる問題ではないのではないかと私は考えます。特に一般企業への移行が結びつきやすいA型事業所では、障がい福祉サービスでありながら雇用契約に基づいて賃金が支払われる構造を持っています。通所者も福祉サービスの利用契約と労働者としての雇用契約が重なるため、支援を受ける立場にありつつも、労働者としての責任や義務を同時に負うという複雑な立場にもなっています。それらを踏まえまして、就労支援としての企業とのマッチングの強化は、事業所や個人の努力だけでは促進することが困難だと私は考えます。また、受入企業の情報化の見える化については、量である雇用率だけでなく、質である働きやすさや定着率、その向上の促進が非常に意味深いことだと考えています。そこでお伺いいたします。企業とのマッチングの強化と受入企業の情報の見える化について、どのように捉えられているか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。マッチングの支援というところがございます。身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者、いわゆる3障がいの就労支援における課題には、共通の課題と障がい特性ごとの課題がございます。共通する課題としましては、一般就労への移行と定着支援、企業側の理解や受入体制の整備、支援機関との連携等が挙げられます。市では就労後の職場定着を支援の重要課題と捉えており、就労定着支援の活用促進や就労定着支援員による定期面談や職場巡回、企業担当者との意思疎通促進等による早期の離職防止につなげていきたいと考えております。また、障がい特性ごとの課題としましては、身体障がい者においては通勤手段や職場環境のバリアフリーの整備、知的障がい者においては職務内容の明確化や継続的な指導、精神障がい者においては体調の波に配慮した柔軟な勤務体制や配慮が挙げられます。市では、令和7年10月に創設されました就労選択支援サービスの活用等により、丁寧なアセスメントを行い、本人の特性や希望に応じた働き方を選択できるように支援してまいります。

続きまして、受け入れている企業の見える化でございます。取手市内において障がい者雇用を行っている企業につきましては、公表されている一覧等があるわけではなく、ハローワークの障がい者の専用求人において確認を行っているところでございます。また、就労支援事業所等を利用し一般就労につながった方につきましては、各事業所の実績として管理しており、市も情報を共有することが可能となっております。今後も、ハローワークや就労支援事業所と連携し、市内の受入れ企業の拡大に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） やっぱ行政等が分かっている、利用者の方や障がい者の方たちが分かってないといけないことってあると思うんです。その1つは、取手市内にはどれだけ受入れてくれる企業さんがあるんだろうとか、そういったこともやっぱり知りたい一つなんですよ。ハローワークに——A型事業所なんかだとハローワークに行きますけれども、ハローワークに行くと、出してくれた内容を受け入れるしかないんですが、我々が例えばハローワーク行くと、いろんなものを検索できるわけですが、仕事内容を。自分がこういった仕事に就きたいとか、自分がこういった仕事をやってみたいという希望があっても、自分の希望から探すのではなく、相手がどうですかと出されたものの中から選んでいくほかないわけです。それももちろんあってしかるべきだと思います。何か提示されないと分からないんですけど、ただ、やはりもう少し見える化という、もう少し透明化して、障がい者の方も分かりやすい就職のマッチングというのをぜひともお願いしたいと思います。で、ここまでいろいろお聞きしてまいりましたが、現状実態を明らかにすることが目的ではないんです。私はもはや障がい者の就労支援は、障害福祉課だけで実行できるものだけではないと捉えています。市内の連携システムを早期に構築する必要があるのではないのでしょうか。それだけやっぱり就業先を見つけるというのはなかなか難しいです。受け入れる側の体制もいっぱい作っていかなくちゃいけないし、理解してくれてるようだけでも、実際に就職すると理解が足りなかったなんていうことも多々あります。そういったことをしっかりと整えていくためには、市内連携でいろんな各所と連携しながらやっていく。それにつ

いて、現状の業務に加え、今のさらなる、例えば就労支援を強化していくということであれば、今の障害福祉課の現状の人員体制で行うことについては問題ないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔チャイム音〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 議員おっしゃるように、障がい者の就労支援に関しましては様々な部局、部署が関連し、また協力しながら、また、外部の関連団体なども一緒に入っただきながら進めているというのが現状でございます。引き続き私たちといたしましては、様々なニーズを分析しながら、現状の体制におきまして連携をさらに強めながら、それぞれのニーズの掘り起こしも含めまして、よりよい支援につながるよう努めてまいりたい。このように考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 担当されてる方々が、日常本当に大変な思いしながらいろいろと尽力されていることということは、私も承知しております。その中で、やはり障がい者の方たちが少しでも分かりやすく、少しでも理解しやすいような——本当に分からないことがない、そういった就職支援みたいなものやっていたきたいという希望が強くありますので、今後ともその御検討をぜひお願い申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

15時30分まで休憩いたします。

午後 3時06分休憩

午後 3時31分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、赤羽直一君。

〔22番 赤羽直一君登壇〕

○22番（赤羽直一君） 創和会、赤羽直一でございます。毎年恒例になりました、退職部長に対する一般質問をさせていただきます。今年からは、退職ではなく、役職定年ということになりました。振り返りますと、私が藤代町の町議会議員になったのは38年前でした。同じ年に大学を卒業し役場に就職した方が、今年、役職定年を迎えることとなります。私としましても、同級生が卒業していくような気持ちで感無量でございます。それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、今年2月に開設されましたLINEスマホ市役所について質問いたします。本件につきましては、同じ会派の佐藤議員、岡口議員から質問があり、その問答を承知しておりますので、1点のみ、私も伺ってまいります。議会の説明時にもございましたが、デジタルの庁舎が完成しオープンされました。これは、これからのデジタル社会の構築に大きな事業と理解し期待しております。私も後期高齢者となりましたが、デジタルのイメージは若い世代という感覚を持たれる方が多いようですが、私はそうではなく、高齢の方

ほどデジタルを駆使して、自らの生活を豊かにできるものではないかと感じているところでございます。例えば、免許返納をして移動手段が不足しても、自宅からスマホで手続きができるなどということが想像できます。一方で、新しいものは苦手だという意識の傾向が高いことも理解しており、取手市におきましても、スマホ教室や取手市独自のスマホよろず相談など、デジタルデバイド対策にも並行して力を入れていただき、参加した市民の方からも、「とってもよかった」という声を耳にしているところでございます。そこで、LINEスマホ市役所を多世代にわたって広くどのように生かして、市民にとってより便利なものにしていくのか、お考えを伺うものです。そして、スタートしたばかりで取りまとめられている吉田総務部長をはじめ、スマホ市役所機能を充実させるのに、日々情報管理課の皆さんは御苦労されていると伺っております。新しい物事を行うときは、ついてまいることでございます。これは、吉田総務部長はよくお分かりのことと思います。総務部長就任前は議会事務局長として、私たち議員に、時に厳しく、特に優しく、懲りずに対応していただきました。その成果として、早稲田大学マニフェスト研究所調べの議会改革度ランキング2020、2021と、2年連続、私たち取手市議会を全国総合1位に導いていただきました。そして、その後も、新型コロナウイルスという未曾有の感染症の蔓延によりどうしたらよいか分からない社会情勢の中、オンライン会議の手法をいち早く取り入れ、——これは総務部長が議会事務局長でなかったら実現できなかつたものではないかと感じております。このたび役職定年をお迎えになるとのことでございますので、ここで、これまでの公務員人生を振り返り、心に残ったことや後輩に残しておきたいことを御答弁いただければと思います。存分に答弁してください。

〔22番 赤羽直一君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、御質問に答弁をしたいと思います。まず、スマホ市役所ということでございますけども、御案内のとおり、2月2日にスマホ市役所が本格稼働となりました。初期段階では、これまで答弁させていただいたとおり、予定していた以上の機能を実装することができたというところは実感しているところでございます。スマホ市役所の今後ということでございますけども、例えば今、年末年始ですとか、それから年度の切替え、連休明けなどは、市民課を含めた窓口が大変混雑しておりまして、椅子を並べてもお座りいただくスペースもないというようなところもございます。こういったところについて、今まで窓口の改革とかで進めていたんですが、どうしても庁舎のスペースというような問題もございまして、なかなか限界に達しているというようなところでございます。そういった状況をソフト面で解決する意味でも、スマホ市役所の機能を一つでもこれから多く実装いたしまして、お待たせすることなく、お持ちのスマホからできる申請ですとか手続を増やして、市民の皆さんに便利さを感じていただける機会を増やしていければなど、そのように考えているところでございます。

それと、先ほどありましたもう一つの一般質問のところでございます。私は総務部長2年目をもうすぐ終わるというところでございますけども、その前に議会事務局長として5年間、入江議長それから齋藤議長、金澤議長、岩澤議長の4人の議長の下、議員の皆様には大変お世話になったところでございます。数多くの地方議会の視察を受け入れさせていただきました。その中では、取手市の議会事務局職員がいかに恵まれているかというところを感じさせていただいた5年間でもありました。よしあしといいますか、採用するかしないかは別といたしまして、我々事務局職員の提案を、本当に目線を議員の皆さん下げていただいて、よく聞いていただいて、それが醸成されている環境というところを、改めて多くの議会の視察を受け入れている中で感じたというところでもございます。そういった土壌があったからこそ、議会改革で1位を取れたのではないかなというところを感じているところがございます。先ほど、議会改革1位ということございましたけども、私がいた5年間に関して自慢させていただきますと、2020年と2021年が2年連続1位で、その後、2022年が2位、2023年が6位と——これはあくまでもそういった数字——たまたまそういったときに私がいさせていただいたということもございますけども、そういった形で本当に議員の皆さんにお世話になりまして、そういった形で全国にも取手市議会の議会改革というところを取り上げていただいたというところでもございます。また、このオンライン会議を用いて議会改革を進めていたというところもございますけども、令和2年の7月には、当時の総務大臣を務めておりました現在の高市総理大臣にも直接面会をして、オンライン本会議を実現するために地方自治法改正の意見書を手渡しさせていただいたというところでも、本当に貴重な経験をさせていただきました。その中に当時の高市大臣からは、「このオンラインのうねりを地方から中央に起こしてください」という言葉をいただいたのを覚えております。そういった中でも年間90件を超える視察の受入れですとか、あるいは全国市議会議長会ですとか、それから日本学術会議、それから早稲田大学とか大正大学とか、そういったところでの講演ですとか事例発表をさせていただくサポートもさせていただきました。また、総務省の自治行政局ですとか、それから衆議院の事務局からも、わざわざこちらにおいていただいて、我々の取組を参考に——といいますか、視察をしていただいたというところについても、非常に取手市議会が取り組んでいた「地方からうねり」というものが、中央にだんだん伝わっていったというようなところの一助として、事務局職員としてそういったところにも携われたということについては、私の大きな財産になったなと考えているところがございます。

先ほど、赤羽議員のほうから、新しい物事を行うときについて回る苦労というお話をされましたけども、議会におけるオンラインは、全国でも実施している自治体がございます。地方議会ですらどこもやっていないということがございましたので、当然オンラインの接続の方法から始まって、自治法ですとか会議規則にどういったところが反しないのかということについての検証作業が非常に大変で、どこまでその検証作業を進めていけばいいのかということについて、随分遅くまでみんなで検討していたなという思い出がございます。逆に、スマホ市役所につきましては、どちらかというところ、もう先行自治体のほう

が多くございますので、ここについては我々のほうでは先行自治体の例を取って、いいところをどんどん我々のほうでやらせていただくというようなところでございます。ここに関しては、今度は他の自治体に取り組んでいないようなところを、いかに取手市のほうで新しくアイデアを出して、そういったところをカバーしていくかとか、あるいは今既存のシステムを当然使っておりますので、その既存のシステム、当然そこに寄せておりますので使い勝手はいいと思うんですが、それをスマホ市役所に寄せたときに、その充足度といえますか、そこが少し落ちてくるので、それをどこまで我々のほうで享受できるか、市民の皆さんにとってそこが低下しないようにして寄せていくかというようなところも、今後課題になってくるのかなということでは考えているところでございます。そういったところは、職員の皆さんに発想の転換をしていただいて、コスト感覚も踏まえながら、そういったことでスマホ市役所のほうを今後展開していければなというところで考えているところでございます。

それからまた新規事業ということで先ほどございましたけども、新規事業にかかわらず、小さな事業でも、既存の事業でもそうなんですけども、事業を成功させる鍵は、事前の納得性と、それから事後の成功体験を大切にすることだと思っております。その納得性を得るためには、目的ですとか意義を丁寧に説明をさせていただいて、職員が心から理解して共感できる環境をつくることが大変重要じゃないかなと思っております。そして、事業が完了した際には、成功体験を共有して、職員が達成感を感じられるようにすることで、次の挑戦意欲が生まれてくるものということだと思っております。私が心がけていた役割については、その土台を築きまして、職員を信頼して任せることじゃないかなということを取り組んでまいりました。そして職員の力を信じて共に成長する姿勢を持つことで、組織全体がより強く、そして前向きな方向へ進むことができるというような思いでやってまいりました。この4月で役職定年を迎え、立場は変わってまいりますが、共に成長できるように引き続き取り組んでまいりたいと思います。ただ一つやり残したことといえますか、残念なことは、選挙管理委員会の書記長として、数ある選挙の機会のほうをミスなくクリアできなかったところについては、非常に心残りではありますけども、その点については次の書記長に委ねまして、私の最後の答弁とさせていただきたいと思います。本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 吉田部長。大変ありがとうございました。吉田部長の思いを十分に聞かせていただきました。藤代町役場職員時代から、私も町議就任前から、ジュニアスキー教室等で大変お世話になりました。そして、藤代スポーツセンターに在職中は、大変熱心な指導で、子どもたちを集めて、吉田学校なんて言われてる状況で、子どもたちを集めて自転車に乗ったりキャンプをしたり、大変人気のある職員でございました。大変お世話になりました。LINEスマホ市役所をさらに私たち市民に役立つものにするために、充実を図っていただきたいと思います。これからも取手市のためにお力をお貸しできれば

と思います。ありがとうございました。お礼を言いまして次の質問に移らせていただきます。

次に、取手市の魅力の発信のうち、ほどよく絶妙とりでファンクラブについて質問をさせていただきます。令和6年7月に、市民協働により、取手の魅力ある地域資源を広く発信し、まちの認知度の向上と郷土愛の醸成、市民間の交流が図れるよう、ほどよく絶妙とりでファンクラブが創設されました。1年半が経過しましたが、会員数や主なイベント、またその成果などをお聞かせください。あわせて、齋藤政策推進部長におかれましては、このたび役職定年をお迎えになられるとのことでございます。ここでこれまでの公務員人生を振り返り、心に残ったことや、後輩に残しておきたいことを御答弁いただければと思います。時間は十分でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、赤羽議員の御質問に答弁したいと思います。ほどよく絶妙とりでファンクラブでございます。市民というか、会員の皆様と一緒に取手の魅力ある地域資源を広く発信し、まちの認知度、それから郷土愛の醸成というのを向上させようということで立ち上げたものでございます。設立の令和6年7月以降、ファンクラブミーティング、それから市内での各種イベントへの参加、それから市内周遊ツアーの開催といったいろんなことをやりまして、創設当初45名だった会員が、この2月現在で228名まで増加をしてきているというところで、大変うれしく思っております。また赤羽議員をはじめ議員の皆様にも御参加をいただいているということで、大変ありがとうございます。一番最近では1月31日に、ファンクラブの会員限定でウォーキングツアーというのを開催しました。2部制ということなのですが、第1部では、前田建設工業株式会社様のICI総合センター内の旧渡辺甚吉邸、こちらを特別見学させていただいたり、東漸寺で座禅の体験をさせていただいたり、それからキンビール取手工場などをめぐりました。第2部といたしまして、取手の駅周辺で懇親会ということで親睦を深めまして、その席では参加者の中に、取手市に転入して間もない方もいらっしゃったんですけれども、「取手のことが知りたかったのととてもいい機会だった。取手のことがもっと好きになったよ」というようなお話もいただいて、まさにこの会を立ち上げた目的に向かって、着実に進んでいるなというのを実感させていただきました。

私が入所したのは平成元年なんでございますけれども、こうした市の魅力を内外に発信するというような考えは全くありませんでした。携帯電話もなければ、パソコン、インターネットというものも全然普及していない世の中でしたから、発信するにしてもそれを受信というか、閲覧するにしても手段もなかったわけでございます。情報発信といえば、私、最初の勤務が永山公民館だったんですけれども、ちょうどそのときに永山公民館——各公民館にキヤノンのワープロが配備されたというときでございまして、公民館まつりですか地域運動会、公民館のイベントに関して、ワープロで文字をちりばめて、著作権フリー

のイラスト集からイラストをコピーして切り貼りして、それを原稿にして印刷機で印刷をかけたやつをお配りするという、物すごくアナログな情報発信をしていたということを思い出します。当時は——まだ入ったその当初は、経済状況がまだまだいい時代でございまして、——だったんですけれども、その後、その数年の間に、あっという間に状況が変化をいたしました。いわゆる就職氷河期とかデフレとかというのが長く続くような時代になりました。そのような中で市民ニーズもだんだん変化をしてくる中で、よりよい市民サービスを提供しようということで、行政も変化をしていったような時だったなというふうに思います。とにかく、平成の一桁年代の頃は、平成元年にはなかった携帯なんかも出てくるんですけれども、ちょうど市役所の内部業務が電算化をされたり、システム化をされたりというのが順次されていく中で、市内のネットワーク環境ですとか、そういうものが少しずつ整備されていくという時代でした。それに伴って、業務の進め方・プロセスというのが大分急激に変わって、職員のほうもこれについて行くのが大変だったなという記憶でございまして。

その後、平成10年代に入ると、いよいよインターネットが普及してきまして、取手市でも市のホームページというのを立ち上げたり、それから小中学校に光ファイバー・光回線を整備をするというようなこと、それから県内の自治体が共同で施設の予約システムというのを導入をして、取手市ではスポーツ施設なんかウェブ予約で利用予約ができるようになったりと、それまでの行政内部の業務だけじゃなくて、少しずつ外向けのシステムとか情報発信というのが始まってきたという時代になりました。くしくも、そのときにちょうど私が情報広報課という——今で言う魅力とりで発信課と情報管理課が一緒になったような部署に所属をしております、ちょうど国のIT推進という政策の後押しもありまして、とても忙しい日々を過ごした記憶でございまして、その頃ちょうど子どもも生まれたりして、逆に言うと充実してたなという時代でございました。

その後も、平成20年代にかけて、この技術革新というのはどんどん進んでいきます。電話回線をはじめ有線・無線の通信回線技術というのも進みましたし、それからパソコンとかガラケーとかというものが、あっという間にスマホとかタブレットに変わり、その性能も飛躍的によくなっていった、そういった端末の進歩を背景にして、情報発信のアプリがどんどん出てきます。フェイスブックですとかツイッター——今で言うX（エックス）ですけど、それからインスタといったようなものがどんどん出てきて、若い人たちがそういうのを使い始める。そうすると、それまで文字情報として発信していたものが、画像とか写真とか動画が中心となった発信方法になっていく。そうやって世の中が変わっていく中で、社会的には人口減少社会になってきまして、自治体間競争なんていうことがうたわれると。そうすると、いつの間にか自治体も自ら、そういった発信ツールを使って魅力を発信する、そんな時代——今に至っているんじゃないかなというふうに思います。魅力発信ですとか情報発信というものを軸に振り返って見たわけですが、それでもこの世の中の大きな流れ、市民ニーズの変化に沿って着実に情報発信についても進めてきたんだろうと。それ以外のことを含めて——それ以外のこと全てを含めても、平成元年——37

年前と今とを比べると、世の中といい、市役所の中身といい、本当にもう原形をとどめてないぐらい別のものになったなというふうな振り返りになるんですけれども。あくまでもその日々、あるいは年々、毎年毎年、少しずつ少しずつ前進をしてきた結果がこれだったというのが、本当に改めて実感するところです。

私は、議員の皆さん風に言わせていただくと2期8年、部長という職を務めさせていただきました。1期目は都市整備部で5年間、2期目は政策推進部で3年間でした。この間、一緒にたくさんの方々の後輩の方々——職員の方々と一緒に仕事をさせていただきました。こんな私を見て、少し見習ってみようかなとか、こんなふうにはないほうがいいなとか、何でこんなことを言うんだろうとか、嫌いだなとか、いろんなことを、いろんな感情を持たれたことだろうと思います。これからを担う後輩たちが、部長としてのそんな私を見て何かを感じてくれたのだとすれば、それこそが私が後輩たちに残したことになるんだろうなというふうに思っております。後輩職員にはこの先、それぞれが思い描く上司・先輩となって、伸び伸びと市政運営に関わっていただきたいと、強く希望するところです。そのときには、時代の流れに溺れて流されることなく、また流れに逆らってもがくこともなく、ただ流れに乗って、自分の進むべき方向を見定めて、颯爽と泳いでほしいなというところがございます。これまで議員の皆様には、時にはきつく、時には優しく、私とそれから市政運営を見守っていただきました。大変お世話になりました。これからの後輩たちには、時には厳しく、でも大体は温かく、見守っていただければというふうに考えております。以上で、私の一般質問答弁は終わりでございます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございました。これからも、またぜひとも取手市にお力をお貸しいただければと思っております。

では次に、取手市の財政についてお伺いたします。かつて約20年前、取手市は市内大手企業からの税収と競輪事業からの収入で不交付団体でした。現在は、経済情勢の変化やリーマン・ショック等の影響で交付団体になってしまいました。その中で、財政運営は大変厳しいものがあつたと思います。最近では予算が枠配分方式となり、各部署は予算要求に大変な苦勞をされていると伺っております。田中部長は財政部長として大変ご苦勞されたと思いますが、取手市の財政運営の課題等をお聞かせください。あわせて、田中財政部長におかれましては、このたび役職定年をお迎えになられるとのこととでございます。今までの公務員人生を振り返り、心に残ったこと、後輩に残しておきたいことを御答弁をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、赤羽議員の御質問に御答弁いたします。取手市の

財政について、今後の課題という御質問ですが、私が取手市役所に入庁したのは、今から約 36 年前——1990 年のことでした。ちょうど日本のバブル経済が崩壊した頃で、その後、日本経済は失われた 30 年とも呼ばれる長期の景気低迷に見舞われることとなり、市としても低成長・デフレ経済への対応が求められてきました。ですが、ここ数年では、その状況が一変し、日本経済全体が賃金・エネルギー価格・食料品など、様々な分野で物価高騰・インフレという、過去 30 年になかった局面を迎えることとなっております。さらに国では、責任ある積極財政に沿った形での政策が、今後検討されていくものと想定しております。特に、消費税の減税や給付金付き税額控除などの政策が地方財政に与える影響につきましても、先行き不透明な中であっても、しっかりと注視し、対応していく必要があると考えております。こういった新たな状況、新たな課題に対応していくためには、市としても、過去 30 年とはまた違った視点が必要となってきたと感じているところです。他方では、社会全体での生産年齢人口の減少による税収の減や社会保障費の増大、そして市が保有する公共施設の老朽化などは、以前からも課題として認識してきたところであり、引き続き対応が求められてくるものと考えております。取手市としては、こうした継続的な課題に取り組みつつ、先ほど申し上げたような新たな課題にも総合的に向き合っていく必要があります。取手市はこれまでも、平成 20 年秋のリーマン・ショックや、その後は東日本大震災、そしてコロナ禍など、様々な状況・様々な変化に対応し、困難な状況であっても、市民の皆様に充実した行政サービスを提供できるよう、歳入歳出の両面で財政健全化の取組を進め、それらを乗り越えてまいりました。今後も様々な課題に正面から取り組み、持続可能な自治体経営を継続していくため、全庁を挙げて行財政改革に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次に、次の御質問で、心に残ったことということがございましたけれども、今こうして振り返ってみますと、どうしても大変だった業務というのが思い返されます。本当に苦労した私の業務ベストスリーという形で申し上げますと、まず第 3 位が、平成 17 年 3 月 28 日の藤代町との合併です。合併により初めての新市予算である平成 17 年当初予算、この編成をする際に、当然、違う自治体同士の予算の合体作業というのをする必要があります。当然、誰もやったことのない中での初めての経験でしたので、そのすり合わせの作業、こちらに相当精神的に、また時間的にもタイトで、大変苦労したという記憶がございます。

次に、第 2 位です。先ほども少し答弁いたしましたのが、平成 20 年秋のリーマン・ショックです。これにより、当市の市税収入が激減することとなりまして、それを乗り越えるために財政構造改革アクションプラン、こちらを策定する事務をプロジェクトチーム的な組織の中で策定をいたしましたところです。新たな行革のプランとなるアクションプランは、その取組項目、もう大変厳しい内容であったものの、何としてもやり遂げなくてはならないという、強い気持ちで取り組んでまいりました。

そして、いよいよ第 1 位です。私の公務員人生で一番きつかった業務ですが、それは平成 28 年の使用料・手数料の見直しです。現在の政策推進部長が政策推進課長として手数

料、そして私が財政課長として使用料の見直しを担当し、——政策推進部長はあまり苦勞と思っていなくても、こういった役割分担をしながら、部を越えて共同で作業に当たりました。市の公共施設全ての使用料について、一定のルールの下、一斉に見直しを行いました。市民の皆さんが利用する施設の使用料ですので、こういった考えの下で、そして、なぜ見直しをするのか——する必要があるのかといった説明を一生懸命しながら、最終的には議員の皆様にも何とか御理解をいただき実行することができました。

以上のように、私のベストスリーを申し上げましたけれども、本当にいずれも厳しい業務であったんですが、その厳しい業務の中にあっても、それを乗り越え、そして実現して、そのときに達成感というのがあったわけですね。それが、私の公務員人生の中に強く記憶に残っているものだなと、改めて実感をいたしました。

最後に、残しておきたいことということでございますが、財政調整基金をはじめ、各種の基金残高を潤沢に残してきたと言いたいところですが、それはかないませんでしたので、ほかに何かあるか考えてみました。先日、鈴木議員の一般質問でもありました、予算の一件査定方式と枠配分方式、これを例に挙げてみますと、私の行政経験の中で一番長く経験したのが財政でした。財政課では一般職として7年、管理職として7年、そして部長として3年携わってまいりましたが、その経験値からも、この査定方式の変更、私はこれは大変大きな変革であったというふうに思っております。これは、若手職員たちからの提案で、数年かけて制度設計をして、ようやく令和3年度に実現したわけですが、こういった若手職員が提案できる組織風土・職場環境、これが大切だというふうに思っております。よく、組織は人で成り立っているというふうにいわれておりますが、まさにそのとおりで、職員一人一人がその部署を支え、そして一人一人の職員が中村市長を支えているんだという強い意識を持って、今後も引き続き中村市政を力強く前進していただきたいという願いを込めまして、私の最後の一般質問の答弁とさせていただきます。大変お世話になりました。

〔拍手〕

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 田中部長、ありがとうございました。大変心に残る感想でございました。

次に、こども政策について、お伺いいたします。2月18日の新聞報道に、来年度からの新規事業として見守りおむつ定期便が取り上げられていました。茨城県内では初めてのことで伺っております。大変素晴らしいことと思えました。この事業の目的や手法を、少し具体的にご説明願います。そして、助川部長にはコロナ禍の中、保健センター長として大変ご苦勞なさったと思います。それのご苦勞話も交えて、ここまでの公務員人生を振り返り、心に残ったことや後輩に残しておきたいことについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 赤羽議員の御質問に答弁いたします。まず、見守りおむつ定期便事業について、御説明させていただきます。この事業につきましては、まず少子化対策が喫緊の課題となる中、これまで、特に結婚・妊娠・出産・子育てと続く人生の大きなライフステージに沿って、新たな施策を投じてまいりました。この見守りおむつ定期便事業は、こども部の創設以来、検討を進めてきた事業でもあります。この事業の目的と内容について御説明させていただきますと、まず目的としましては、乳児期の子育ては赤ちゃんとお母さんだけの狭い世界の中で、孤独感を深めやすく、また様々なストレスなどを受けやすいことなどから、赤ちゃんの健やかな育ちと養育者の健全な子育て環境を確保するために、毎月、見守り訪問を実施し、そして相談できる環境を確保するとともに、おむつやミルクなどの子育てグッズを無償でお届けすることで、経済的な負担軽減を図ることを目的としております。具体的な内容としましては、本事業の対象者は、令和8年4月1日以降に生まれた生後5か月から満1歳までの乳児とその養育者で、見守りの期間は8か月間となります。実施方法としましては、毎月1回、子育て経験のある見守り支援員が訪問しまして、子育てに関する市の情報提供や悩み事の相談などを通じて、子どもの健やかな成長を見守るとともに、3,000円程度のおむつやミルクなどの子育て用品を支給するものです。見守りににつきましては、玄関先で、対面により赤ちゃんや保護者の様子を確認し、しっかり眠れているか、夜泣きや授乳の状況はどうか、赤ちゃんの成長で心配事はないかなどの質問を通じて、雑談の中から様子を伺うようなスキームを想定しております。また、こうしたやり取りは、チェックシートを活用しつつ定期的に市に御報告いただくとともに、緊急性の高いものなどは随時、市と情報共有をしながら、対象者に応じた支援に結びつけていくことを想定しております。現在、事業の制度設計について詳細をさらに詰めておりまして、本予算が可決されましたら、4月生まれの方が5か月目を迎える今年の9月から、事業を開始できるように進めてまいりたいと考えております。

次の答弁に移らせていただきます。今年度立ち上がったこども部におきまして、1年間ではありましたが、部長として多くの貴重な経験をさせていただきました。こども部のこども政策課・保育課・こども相談課のこの3つの課は、それぞれの特徴を持った施策を進めていますけれども、こどもまんなか社会というビジョンの下、互いに連携し合い、また助け合い、支え合いながら、この特徴を生かしつつ、市民の方々にとって最善となることを考え、企画・検討を進めてまいりました。また、こども部が立ち上がったことで、全庁的にこどもまんなかという視点を共有し、庁内においても施策を進める中で、その視点も交えた検討がなされていること、また全庁的な連携がより明確なものとして進んでいるということは、市のこども施策の充実という点で、とても大きな意味があったと考えております。私自身、こども部に属し、あらゆる施策を進める中で、私自身の妊娠・出産・子育てに関して振り返る機会が何度もありました。自分が子育てをしている中で、成長のそれぞれの段階で悩みもたくさんありましたけれども、自分の親であったり、また友人、ファミリー・サポート・センター、地域の方々に助けってもらったことによって、二十数年、親業を続けることができていると感じています。私のような不十分な母親であっても、子ど

もは私に無償の愛を注いでくれて、そして子どもを持つまで経験したことのなかった大きな喜びや励まし、支えを私に与えてくれました。その息子からは20年前に、「お母さんの心臓も好きだよ」という究極の愛の告白を受けて、結婚も申し込まれました。しかし、残念ながらあまりの年齢差があったので丁重にお断りをさせていただいて——そういうこともありましたけれども、この年数を振り返ってみると、自分が子育てをしてきたというのではなく、私が親として成長していくために「親育て」をしてもらっていたなど、強く感じています。そして、あっという間に成長してしまう子どもですけれども、子ども自身が自分で考え、自分で様々なことを選択して、そして責任を持って進んでいくということの大切さを、私自身、子育ての経験を通して強く感じています。

そして、この取手市こども計画——議員の皆様も読んでくださっていると思いますけれども、この計画の中には、目指す未来として5つの項目を掲げています。その項目の1つ目が「健全で安心な子育てを支える」というもので、「子育て」ではなく、「子育て」という言葉に意味があると私は感じています。また、「子育て」という言葉は、私もとても大好きな言葉です。この「子育て」の意味は、子ども自身が持てる力を十分に発揮できるように、与えられるだけではなく、自らの力で生き抜くことができるというものです。子どもたちは成長していく中で、自分自身で小さな選択であったり、大きな選択を繰り返しながら成長していきます。そして大人になって結婚を選ぶ方もいれば、それを選ばない選択もありますし、また子どもを産む選択をすることもあれば、産まない選択もあると思います。様々な選択の場面で、自分で考え、自分の価値観の中で、自分らしく、そして自分の幸せを考えながら生きていく力を持つということが、本当の「子育て」ではないかなと私自身は考えています。私がこども部に関わった——関わってきた者として望むことは、取手市に生まれ育つ子どもたちが、まず何よりも自分自身を大切にすること、そして次に、周りを大切にすること、そして、自分の住む取手市に興味を持って、取手市が好きだと感じてもらうことです。そして、その過程の中で、そのお手伝いの一部をこども部が今後も担うことができたなら、これほどうれしいことはありません。こども部の職員全員が、心はとて熱く、そして頭は冷静に様々な判断をしながら、同じビジョンに向かって何事にも一生懸命に、そして楽しく仕事をしている姿を見ることができるのは、私にとって本当の喜びでもあり、また自慢でもあります。2年目に突入しようとするこども部に、議員の皆様も大きな期待を持ってくださっていると確信しています。そして期待とともに、こども部への応援もぜひよろしく願いいたします。保健センター時代のコロナに関する多くの苦勞とつらさが多々ありましたけれども、それは様々な場所で私もぶちまけてきましたので、ここの場では遠慮させていただこうと思います。

最後になりますが、この議会というとても重要な場で、保健センター長として6年間、また、こども部長として1年間、多くの学びと経験をさせていただきました。議員の皆様にはたくさんの御指導をいただきまして、お一人お一人に心から感謝申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。以上です。

〔拍手〕

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 助川部長、大変ありがとうございました。今年度、部長職で役職定年を迎える方、5人いらっしゃいます。もう1人は、実は議会事務局長でございます。議会事務局長に質問をするわけにはいきませんので、皆さんからちょっと拍手をお願いして、送りたいと思います。

〔拍手〕

○22番（赤羽直一君） 5人の部長職の皆様方、これからも私たち議員に対して温かい御支援をお願いいたしまして、今年度の役職定年迎える部長職に対する質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

ここで、2月27日の染谷議員の一般質問に関連して、こども部長、助川直美さんから発言を求められていますので、これを許します。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 2月27日の染谷議員の一般質問における、ヤングケアラーの支援に関する答弁につきまして、要保護児童対策地域協議会において把握しているヤングケアラーの人数と、教育委員会での把握の人数に差異が生じた件につきまして、この貴重なお時間の中で御説明の機会をいただきました。ありがとうございます。要保護児童対策地域協議会におきましては、虐待及びヤングケアラーとして把握している小中学生4名の状況及び課題に対しましては、個別支援会議等におきまして、教育総合支援センターや学校とも共有をしております。個々に応じた対応及び支援は福祉部門及び学校等の関係機関において連携しながらしっかり実施しております。ただ、これらのケースに関しまして、カテゴリーとしての分類としまして「虐待」という認識となっておりましたので、その要素としてのヤングケアラーという部分につきましては認識のずれが生じていましたことから、この差異が出てしまったという次第です。個々に応じた連携支援は徹底されておりますが、今後このような認識のずれが生じることがないように、認識共有の徹底に努めてまいりたいと思っております。このたびは本議会の一般質問の場で混乱を生じさせてしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） これについて、染谷議員から確認したいこと。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） まさか助川部長、最後の答弁じゃなく、もう一度出るとは思っ
てなかったんですが。今回、一般質問をさせていただきまして、私のほうから人数を確認したときに、こども部のほうからは4名から5名いらっしゃるということで出ました。教育委員会のほうからはゼロという報告で——教育委員会はゼロ好きなんですよ。何かお

聞きすると、ゼロという報告をよくされるんですが。教育委員会的には、これをどのように考えてたのかお伺いいたします。

〔19 番 染谷和博君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。先ほど助川部長からもありましたとおり、学校現場におきましては、この4名の児童生徒につきまして、虐待やネグレクトの疑いがある事案としまして、こども部につないだ児童生徒たちでございました。日常的な見守りにつきましては継続して行っているところでもございます。今回、ヤングケアラーとしての枠の中での数字の把握について齟齬が出てしまいましたが、子どもの日常を守るという現場での姿勢については、変わりはありません。子どもたちと近くで接しております教職員は、子どもの変化や不安というところにいち早く気づくことができる可能性のある存在でもございますので、毎月行っている生活アンケートなどを通じまして、子どもたちの小さなSOSも見逃すことなく努めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 本会議2回目の一般質問ですから、そんなに長くはしません。この後、各委員会でやっていただきたいなと思っておるんですが。どう考えてもおかしいという感じで、何のためのヒアリングをしてるんだと。その数字の統一性が取れないということ自体が、まず非常に大きな問題じゃないかなというふうに思ってます。一般質問を通告して、ヒアリングして答弁いただけてますけども、こうなるとヒアリング要らないんじゃないかみたいな形に感じてしまうんですが、今回これを、なぜヤングケアラーと読み取れないのかというのが、それがすごく不思議でしょうがなく、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。今回のケースに関しましては、虐待事案として学校からこども相談課につなぎ、要保護児童地域対策協議会の中で共通理解を図ってきたケースでございます。こども相談課がその中で――支援をしていく中で、兄弟の面倒を見るというような、そういった状況が把握できましたので、こども相談課のほうでヤングケアラーということでカウントした次第でございます。学校としましては、虐待の報告をずっと行っておりまして、そのカテゴリで支援を続けておりまして、教育委員会のほうにはヤングケアラーとしての認識で報告を受けておりませんでしたので、私のほうでゼロ件ということで答えさせていただいた次第でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今、議場から「全く意味分らない」ということがありましたけども、そこを、そう思う気持ちがないといけないのかなというふうに思ってます。またあと、こども部ができて1年です。昨日かな、長塚議員の一般質問の答弁にもありました。こども部が率先して事業を考えているのかといたら、そうではなく、各部各課にお願いしてやってもらってるというような意味合いの答弁がなされてたような記憶があ

るんですけども。このこども政策に関しては、リーダーシップをこども部が持って、「こういうことをやってください。この課は、こういうことをやってください」というふうに言っていくべき課じゃないか——市長の肝いりでできた部ですよ。そういうふうな気持ちでやっていただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。こども部という名の下、本当に連携を取りながら、また率先してやっていくという大きな役割はあると思っています。また、今回のこの件につきまして、要対協であったりとか、また個別支援会議ということで、そのケースを中心として様々な関係機関が集まって定期的にケース会議であったりとか、今後の支援をどのようにしていくかということ、みんなで同じ認識を持ってということではございますが、またそれに伴いまして——このこども相談課と保健センターもそうですけれども、こども家庭センターとしてという役割の中では、ヤングケアラーであったり支援の必要な子どもたちに対する支援ということも入っておりますので、そこに力を入れていかなければいけないという認識の下、進めてきているところではございますけれども。この会議の中で、まず虐待というところが大きかったということと、その調査だったりとか情報を収集していく中で、ヤングケアラーという部分もそこに含まれていたということも、この会議の中で、その言葉も出しながら共有をしていたということも、しっかり進めてはありました。それなので、今後もこの様々な会議におきましては、虐待ということであったり、そのカテゴリとともに——たくさんカテゴリはありますが、ヤングケアラーというカテゴリもみんなできちんと共有をした上で、認識は共通認識として持っていきたいと思っています。また、学校であったり、教育総合支援センターであったりの職員の方々も、その認識をしっかりと持ってください、この会議にも臨んでくださっているということはお伝えしたいんですけども、それを改めて、きちんとした基準も考えつつカテゴリとして明確にしていくということに関しましては、責任を持って進めてまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今、聞いたのとちょっと違って。こども政策は、こども部がもっと積極的にリードして、各部に、これをやってくれ、これをやってくれとお願いしていったらいいんじゃないかということなんで。これはちょっと今回の一般質問とはずれますので、今後そういう形を取って、こども部が予算を持ってるわけじゃありませんので、各部各課が持ってますので、しっかりそこで連携してやってもらうようなことをしていただきたいと思っております。一般質問2回目になりますけど、このぐらいで終わりにさせていただいて。あとは今皆さん、誰一人納得してませんので、委員会の場で皆さんから議案外質疑等をしていただきまして、この問題をしっかりと追及していただきたいなというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で終了いたします。

休憩します。

午後 4時 31分休憩

午後 4時 33分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。本日、政策推進部長、齋藤嘉彦君から、発言取消し申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、政策推進部長、齋藤嘉彦君の発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

追加日程 政策推進部長、齋藤嘉彦君の発言取消し申出の件
第 1

○議長（山野井 隆君） 追加日程第1、政策推進部長、齋藤嘉彦君の発言取消し申出の件を議題といたします。本日、政策推進部長、齋藤嘉彦君から、昨日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、政策推進部長、齋藤嘉彦君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。なお、お手元に配付した会議録抜粋のうち、発言取消し部分に関連する発言の波線部分も配布用会議録から削除いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後 4時 35分散会